

諮問資料（電算処理）

令和3年12月22日

地域保健課

1 件 名	総合福祉システム（健康管理業務/成人保健）による個人情報の電算処理		
2 業務の概要	1 内 容	<p>令和4年6月に実装予定のPHR（パーソナルヘルスレコード）に対応すべく、現在システムで管理していない下記の検診記録について、電算処理をする。</p> <p>①歯周病検診結果 ②歯周病検診精密検査結果 ③骨粗しょう症検診精密検査結果</p>	
	2 対象者等	<p>歯周病検診（40・45・50・55・60・65・70・75歳の区民）受診者のうち、精密検査対象となる者 約1500人/年 骨粗しょう症検診（40・45・50・55・60・65・70歳の女性）受診者のうち、精密検査対象となる者 約300人/年</p>	
	3 理 由	<p>令和4年度早期から開始予定の健康増進事業（成人保健）の情報連携業務に伴い、歯周病検診結果及び精密検査結果、骨粗しょう症精密検査結果を新たに電算処理することとし、副本連携における事務手順の効率化を実現する。</p>	
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	事 例	
		業 務	個人情報の項目
	類型なし	該当なし	
4 過去の類似案件	総合福祉システム（健康管理業務）による個人情報の電算処理		
5 諮問理由	本業務は新たな個人情報の電算処理であるため		
6 取り扱う個人情報	電算処理するもの	理 由	
	別表のとおり	成人検診業務に必要なため	
7 電算処理する時期及び期間	本審議会承認後とする。		

【添付資料】

別表（取り扱う個人情報）「健康管理に関する情報」

別紙1「電算処理項目の新設概要」

別紙2「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について（厚生労働省健康局長）」



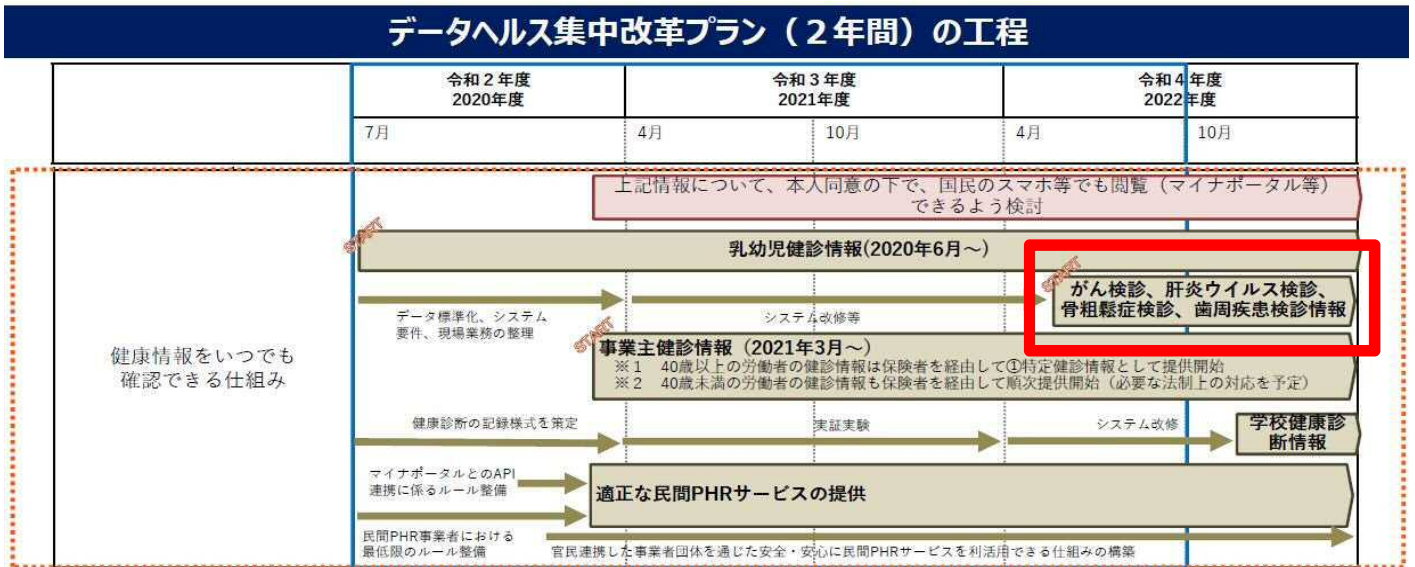
(資料 1) 別表

健康管理に関する情報

個人事項に関する情報	
1	氏名
2	性別
3	生年月日
4	住所
5	続柄
6	電話番号
7	転出入
8	死亡
9	在留資格
10	被後見
健診・検診に関する情報	
11	健康状態
12	診療
13	検査
14	受診券番号



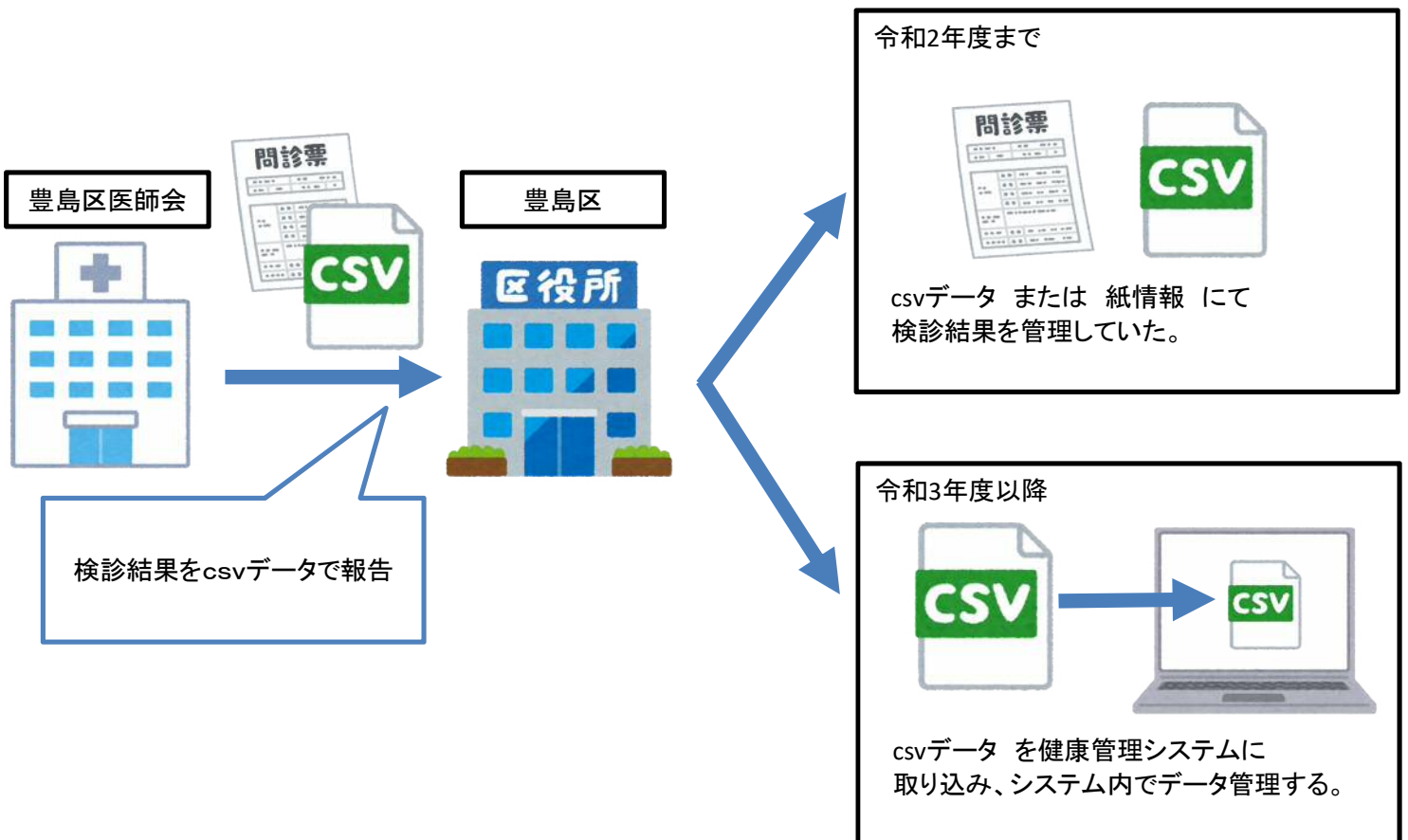
# 電算処理項目新設の概要



従来csvデータで管理していた下記項目について、新たに健康管理システムに取り込み管理する。

- ・歯周病検診結果
- ・歯周病検診精密検査結果
- ・骨粗しょう症検診精密検査結果

その他、がん検診情報等はすでに健康管理システムに取り込みを行いデータ管理している。  
※肝炎ウイルス検査精密検査結果について、事業を実施していないため取り込みも行わない。





健発 0519 第 2 号  
令和 3 年 5 月 19 日

各 ( 都道府県知事  
市町村長  
特別区区长 ) 殿

厚生労働省健康局長  
( 公印省略 )

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について  
(健康増進法等関係)

本日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号。以下「整備法」という。)が公布され、健康増進法(平成14年法律第103号)等の改正に係る規定が施行された。また、同日、整備法の一部施行に伴い、健康増進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第97号)が公布・施行されたところである。

これらの改正の内容等は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、貴管下関係機関に対する周知等について遺漏なきよう適切な対応を願いたい。

記

第1 改正の趣旨及び概要

1 改正の趣旨

健康増進法の規定に基づき市町村(特別区を含む。以下同じ。)が実施する健康増進事業について、市町村が住民の過去の検診結果等の情報を把握し、より適切な保健指導や検診の受診勧奨等に資するよう住民の転居に際し自治体間で検診結果等の情報連携を可能とすることを趣旨としたものであること。

2 改正の概要

(1) 健康増進法の一部改正(改正後の健康増進法第19条の4及び健康増進法施行規則第4条の3関係)

- ① 市町村は、当該市町村の住民であってかつて当該市町村以外の市町村(以下「他の市町村」という。)に居住していたものに対し健康増進事業を行うために必要があると認めるときは、当該他の市町村に対し、当該他の市町村が当該住民に対して行った健康増進事業に関する情報の提供を求めることができるものとする。

当該「健康増進事業に関する情報」は、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第4条の2に掲げる事業(同条第4号及び第5号に規定する特定健

健康診査非対象者に対する健康診査及び保健指導を除く。以下この①において「検診」という。)に関する情報のうち次に掲げる情報とすること。

- 一 検診(精密検査(既に行われた検診の結果に基づき、より精密なものとして行われる検診をいう。三において同じ。))を除く。二において同じ。)の受診の有無
- 二 検診を受診している場合にあっては、次に掲げる情報
  - イ 当該受診の年月日
  - ロ 当該検診を実施した機関の名称
  - ハ 当該受診時における当該住民の年齢
  - ニ 当該検診が当該住民に対して個別的に実施されたものであるか又は集団的に実施されたものであるかの別
  - ホ 当該検診の結果
- 三 精密検査が必要である旨の通知があった場合にあっては、次に掲げる情報(ロからニまでに掲げる情報については、当該住民が当該精密検査を受診している場合に限る。)
  - イ 当該精密検査の受診の有無
  - ロ 当該精密検査の受診の年月日
  - ハ 当該精密検査を実施した機関の名称
  - ニ 当該精密検査(肝炎ウイルス検診及びがん検診に係るものを除く。)の結果

② 市町村は、①の情報の提供の求めについては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うよう努めなければならないものとする。

当該「情報通信の技術を利用する方法」は次に掲げるものとする。ただし、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならないこと。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの
  - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができるものをもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(2) 番号利用法の一部改正(改正後の番号利用法別表第2の102の2の項関係)  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25



年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。) 別表第 2 に 102 の 2 の項を追加し、市町村長が健康増進事業の実施に関する事務を処理するために必要な健康増進事業の実施に関する情報の提供を求めることができることとすること。

なお、当該「健康増進事業の実施に関する事務」及び「健康増進事業の実施に関する情報」については、追って、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26 年内閣府・総務省令第 7 号)を一部改正し具体的な内容を規定する予定であるが、(1) ①と同旨の内容を想定している。

## 第 2 令和 4 年度データ標準レイアウト改版に向けた今後の作業等について

番号利用法に基づく情報連携に用いるデータ標準レイアウトの改版に係る今後のシステム整備については、令和 4 年度向け改版作業の中で適切に対応いただきたい。

また、本年夏頃に、「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」(平成 16 年厚生労働省告示第 242 号)に基づく標準的な電磁的記録の形式について通知する予定であり、併せて必要なシステム改修等の対応を願いたい。

その際、必要に応じて「疾病予防対策事業費補助金」における「健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業」も活用されたい。

## 第 3 施行期日等

第 1 の 2 に係る整備法の規定及び健康増進法施行規則の一部を改正する省令の施行期日は、公布の日(令和 3 年 5 月 19 日)とすること。

なお、健康増進事業に関する情報に係るマイナンバーを活用した情報連携(第 1 の 2(2)に基づく情報連携)については、令和 4 年夏のデータ標準レイアウト改版後の実施を予定しているため留意すること。

## 諮問資料（業務委託）

令和3年12月22日

庶務課

1 件 名	Chromebook利用に関するヘルプデスク業務の委託に係る措置	
2 業務の内容	1 内 容	Chromebook利用に関する問い合わせに対応するヘルプデスク業務 令和3年3月29日の令和2年度第6回個人情報保護審議会において諮問した内容に追加するものである。 (1) GIGAスクール構想実現のための環境整備で導入したGoogle Workspaceを活用した外部講師等を招く研修を学校等が実施する際、外部講師等のGoogleアカウントが必要となる。当該アカウントの作成にあたり、申請者から、外部講師等の氏名を聞き取り、当該アカウントを作成する業務を行う。 (2) 子供用Googleアカウントの年次更新(学年組出席番号の変更)時に、同姓同名の者の処理がうまくできないため、出席番号及び生年月日を追加し、相違のないよう実施する。
	2 該当者等	(1) 外部講師、ゲスト(協定校や教育委員会主催研修参加者等) (2) 子供(児童・生徒・幼児)
	3 委託理由	(1) 外部講師等のGoogleアカウント作成申請者(学校等)から庶務課へ作成依頼後、庶務課から個人情報を含まない状態でヘルプデスクへアカウントを作成依頼し、作成されたアカウントを庶務課が学校等へ送付していた。このフローを申請者が直接ヘルプデスクへ問い合わせをすることで、迅速な対応を行うため。 (2) 子供用Googleアカウントの年次更新作業の精度を向上させるため。
	4 効 果	(1) 外部講師等のGoogleアカウント作成について、これまで処理に7日間費やしていたが、1~3日間で処理できるようになる。 (2) 子供用Googleアカウントの年次更新時に、約12,000名に及ぶアカウントを情報取得から2週間費やしていたが1週間で処理することができ、学校のオンライン学習をできるだけ早く開始することができる。
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	個人情報の項目
	類型なし	項目なし
4 過去の類似案件	Chromebook利用に関するヘルプデスク業務の委託に係る措置(令和3年3月29日 2答申第34号)	
5 諮問理由	新規事業であり一括承認基準に該当がないため。	
6 取り扱う個人情報	別表『6「取り扱う個人情報」の項目』のとおり	
7 情報の保護	別紙1「特記事項」のとおり (変更した条項:別表『7「情報の保護」の項目』のとおり)	
8 審議する対象範囲	Chromebook利用に関するヘルプデスク業務について、別紙2の「流れ図」の内、以下の事項 ① 受託事業者が対象者から個人情報を収集する際の取扱い ② 受託事業者が収集した個人情報を返還する際の取扱い	
9 委託先	株式会社NTTドコモ	
10 契約締結予定日	本審議会承認後とする。	



## (資料2) 別表

### 6 「取り扱う個人情報」の項目

1 事業者が必要に応じて収集する情報	理 由
外部講師、ゲスト（協定校や教育委員会主催研修参加者等）の氏名	迅速な対応を行うため。
子供の出席番号、生年月日	

### 7 「情報の保護」の項目

別紙1 「特記事項」のうち修正した条項	
変更した条項	変更した理由
第2条 取り扱う個人情報の範囲等	「外部講師、ゲスト（協定校や教育委員会主催研修参加者等）の氏名」及び「子供の出席番号、生年月日」を追加するため。



## 個人情報 特記事項

### (基本的責務)

第1条 Chromebook 利用に関するヘルプデスク業務の受託事業者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護に関する豊島区(以下「甲」という。)の施策に協力するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、受託業務の処理に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を害することのないよう最大限配慮し、本個人情報特記事項を遵守しなければならない。

### (取り扱う個人情報の範囲等)

第2条 乙は、受託業務の処理に当たっては、次に掲げる個人情報に限り取り扱うことができるものとし、当該個人情報以外の個人情報の収集、保有、使用その他の取扱いをしてはならない。

#### (1) 受託業務の処理のために収集する次の個人情報

ア 教職員、保護者、子供、外部講師、ゲスト(協定校や教育委員会主催研修参加者等)の氏名

イ 教職員、保護者の電話番号

ウ 教職員、保護者のメールアドレス

エ 子供の学校名・園名、学年・クラス・出席番号、生年月日

オ その他受託業務の処理のために必要となる個人情報で、収集に当たって事前に甲と協議し、甲の承認を得たもの

2 乙は、受託業務に係る個人情報を取り扱う作業責任者及び作業従事者の氏名を、あらかじめ甲に報告しなくてはならない。変更するときも、同様とする。

### (受託業務に従事する者の義務)

第3条 受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。受託業務終了後も同様とする。

### (セキュリティ対策の整備義務)

第4条 乙は、取り扱う個人情報の安全確保を図るための管理体制を整備しなければならない。

2 乙は、受託業務に従事している者に対して、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修又は教育を実施しなければならない。

### (目的外利用の禁止)

第5条 乙は、第2条第1項各号に掲げる個人情報(以下「取り扱う個人情報」という。)を受託業務の目的以外の目的で利用してはならない。

(外部提供の禁止)

第6条 乙は、取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託の制限)

第7条 乙は、受託業務の処理を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、受託業務の一部を再委託できるものとする。

- 2 乙は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続き方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を監督するとともに、甲の求めに応じて、監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(複写又は複製の制限)

第8条 乙は、取り扱う個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第9条 乙は、取り扱う個人情報を事業所内から持ち出しをしてはならない。

(資料等の返還義務)

第10条 乙は、受託業務が終了したときは、取り扱う個人情報が記録された資料（第8条で規定する「複写又は複製したもの」を含む。）等を、速やかに、甲に返還しなければならない。ただし、資料等の返還が困難であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、当該資料等を廃棄できるものとする。

- 2 乙は、前項ただし書の規定により廃棄するときは、当該資料等が第三者の利用に供されることがないように、物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及

びその内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告)

第11条 乙は、契約履行中において、個人情報の取扱いの遵守状況について「個人情報特記事項の遵守に関する報告書」により甲に報告しなければならない。

(監督に応じる義務)

第12条 甲は、委託業務の処理において、取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、乙に対する必要かつ適切な監督を行うものとし、乙はこれに応じなければならない。

(施設等の立入検査又は調査に応じる義務)

第13条 甲は、個人情報の保護のため必要があるときは、委託業務を処理する施設等の立入検査及び調査を行うことができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(監査に応じる義務)

第14条 甲は、委託業務の処理に関し、必要に応じて監査を行うことができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第15条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 第2条から前条までの規定に違反する行為があったときは、甲は契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第17条 第2条から第15条までの規定に違反する行為によって、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。受託業務が終了した後も同様とする。



(罰則)

第18条 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された豊島区個人情報等の保護に関する条例（平成12年豊島区条例第3号。以下「条例」という。）第2条第1項第4号アに係る個人情報ファイルを提供したときは、条例第46条又は第48条の規定に基づき、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。

- (1) 受託業務に従事している者又は従事していた者  
2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- (2) 業務を受託した法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）又は人  
100万円以下の罰金

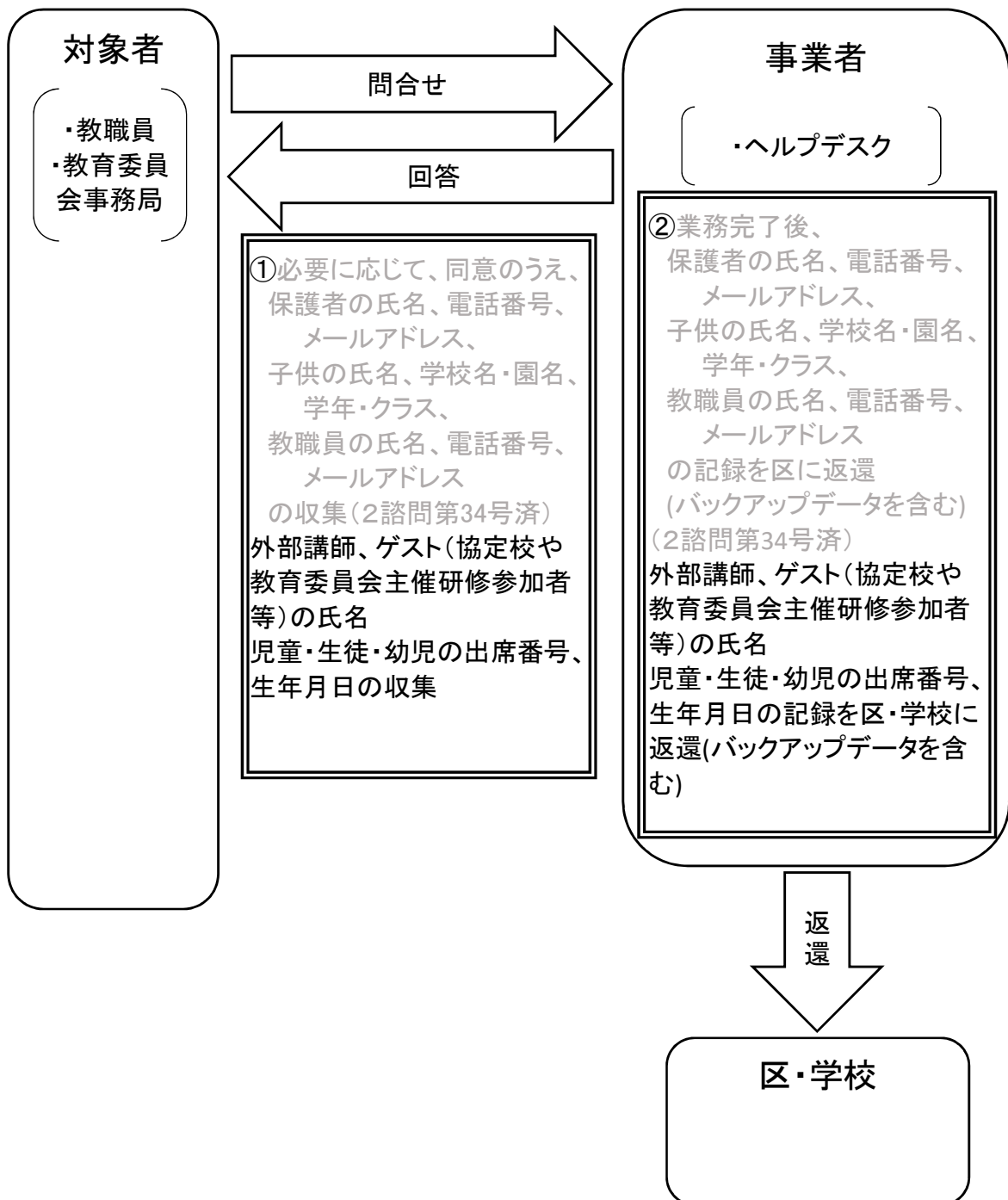
第19条 受託業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、条例第47条又は第48条の規定に基づき、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。

- (1) 受託業務に従事している者又は従事していた者  
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- (2) 業務を受託した法人又は人  
50万円以下の罰金

Chromebook利用に関するヘルプデスク業務の委託の流れ

今回諮問事項

- ① 受託事業者が対象者から個人情報を収集する際の取扱い
- ② 受託事業者が収集した個人情報を返還する際の取扱い



諮問資料（収集禁止事項）

令和3年12月22日

高齢者福祉課

1 件 名	終活情報登録事業における終活関連情報の収集		
2 業務の概要	1 内 容	令和4年4月1日から、「終活サポート事業運営委託」で終活情報登録事業を実施する。本人からの申請に基づき、終活関連情報を区に登録し、本人が病気・事故等で意思表示できなくなった時または死亡した時に、特定の者からの照会に基づき、区が登録情報を開示する。	
	2 対象者等	区内在住のおおむね65歳以上の高齢者で、事業登録を希望する方	
	3 収集方法	本人又は後見人（親族）から申請を受ける。 ※本人が認知症等の疾病により意思能力を有しない場合、後見人（後見人がいない場合は親族）も申請可能	
	4 収集理由	終活関連情報を、本人が意思表示できなくなった時や死亡した時に、特定の者からの問い合わせに限定開示することで、本人の意思を的確に伝達し、本人の希望に沿った終末期の医療・葬儀等の実現につなげる。これにより、本人の尊厳を守るとともに、今後の人生をより豊かで安心できるものとするため。	
	5 法令等	なし	
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	事 例	
		業 務	個人情報項目
	類型なし	該当なし	
4 過去の類似案件	該当なし		
5 諮問理由	一括承認基準の類型に該当しないため		
6 取り扱う個人情報	本人収集するもの		理 由
	本籍に関すること		
	医療に関すること		
	臓器提供の意思		
	献体登録先		
	生前契約等に関すること		
お墓に関すること			
7 収集する時期及び期間	令和4年4月1日～		

本人が意思表示できなくなった時や死亡時に、本情報を開示のために使用することで、本人の希望実現に寄与する。

諮問資料（電算処理）

令和3年12月22日

高齢者福祉課

1 件 名	終活情報登録事業における終活関連情報の電算処理		
2 業務の概要	1 内 容	終活情報登録事業において、本人同意のもと個人情報等を収集し、電子データでの保存等、電算処理を行う。	
	2 対象者等	区内在住のおおむね65歳以上の高齢者で、事業登録を希望する方	
	3 理 由	本人が病気・事故等で意思表示できなくなった時または死亡した時に、あらかじめ電算処理により登録・保管している終活関連情報を関係機関等からの照会に基づき開示することで、本人の意思を的確に伝達し、本人の希望に沿った終末期の医療・葬儀等の実現につなげる。これにより、本人の尊厳を守るとともに、今後の人生をより豊かで安心できるものとする。	
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	事 例	
		業 務	個人情報の項目
	該当なし	該当なし	
4 過去の類似案件	該当なし		
5 諮問理由	審議会事前一括承認基準の類型に該当しないため		
6 取り扱う個人情報	電算処理するもの		理 由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号）</li> <li>・ 登録申請者情報（本人との関係、氏名、生年月日、住所、電話番号）</li> <li>・ 緊急連絡先（氏名、本人との関係、生年月日、住所、電話番号）</li> <li>・ 本籍、筆頭者</li> <li>・ 医療機関名・電話番号・科名、病名・症状、処方薬、アレルギー</li> <li>・ リビングウィルの保管場所</li> <li>・ エンディングノートの保管場所</li> <li>・ 臓器提供の意思及び記載場所</li> <li>・ 献体登録先及び電話番号</li> <li>・ 生前契約等の契約事項等、名称、住所、電話番号</li> <li>・ 遺言書の指定回答対象者情報（氏名・生年月日・本人との関係、住所、電話番号）保管場所、作成年月日</li> <li>・ お墓の所在地、名称、電話番号</li> <li>・ その他の自由登録（回答時期、登録事項、登録内容）</li> <li>・ 本人のMCWELL（高齢障害システム）上の個人番号</li> <li>・ 転出先住所</li> </ul>		登録した情報について、関係機関等からの照会に応じて適宜開示し、本人の意思を的確に伝達し、本人の希望実現につなげるとともに、登録された情報を本人の死後一定期間的確に保存するため。
7 電算処理する時期及び期間	令和4年4月1日～		

## 諮問資料（業務委託）

令和3年12月22日

高齢者福祉課

1 件名	終活情報登録事業の業務委託	
2 業務の内容	本事業は、終活情報登録事業を「豊島区終活サポート事業運営委託」の実施内容に追加して行うものである。	
	1 内容	本人又は後見人（親族）の申請に基づき、区に終活関連情報を登録する。区は本人に登録証を交付し、本人はそれを保管及び携帯する。区は、警察・消防・医療機関・福祉事務所及びあらかじめ照会可能な者として登録された方からの照会に基づき、登録情報を開示する。
	2 該当者等	区内在住のおおむね65歳以上の高齢者で、事業登録を希望する方
	3 委託理由	令和2年度から豊島区終活あんしんセンターを開設し、高齢者の終活に関する相談窓口を設置している。既に終活に関するノウハウを持つ事業者を活用し、既存の終活相談窓口等の運営、相談支援業務と一体的に実施する方がよりスムーズな案内や登録が期待できる上、コスト面でも効率的である。
4 効果	本人が病気・事故等で意思表示できなくなった時または死亡した時に、あらかじめ登録された終活関連情報を開示することで、本人の意思を的確に伝達し、本人の希望に沿った終末期の医療・葬儀等の実現につなげる。これにより、本人の尊厳を守るとともに、今後の人生をより豊かで安心できるものにする。	
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	個人情報の項目
	類型なし	該当なし
4 過去の類似案件	該当なし	
5 諮問理由	終活情報登録業務の実施委託は、一括承認基準に該当がなく、法令等にも定めがないため。	
6 取り扱う個人情報	別表『6「取り扱う個人情報」の項目』のとおり	
7 情報の保護	別紙1「特記事項」のとおり	
8 審議する対象範囲	別紙2「流れ図」のうち、次の範囲である。	
	1 委託事業者と申請者との関係 (1) 本人又は後見人（親族）から委託事業者へ（終活関連情報等の収集・保管）	2 区と委託事業者との連絡調整 (2) (4) 委託事業者から区へ (3) 区から委託事業者へ
9 委託先	社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会（プロポーザル方式にて事業者を選定）	
10 契約締結予定日	令和4年4月1日	



## (資料5) 別表

### 6 「取り扱う個人情報」の項目

1 事業者が必要に応じて収集する情報	理 由	
① 本人情報（氏名・生年月日・住所・電話番号）	本人又は後見人（親族）への連絡に必要となるため	
② 後見人（親族）情報（本人との関係・氏名・生年月日・住所・電話番号）		
③ 緊急連絡先	終活関連情報の登録可能事項であるため ※本人の申請により登録	
④ 本籍等		
⑤ 通院先・アレルギー等		
⑥ リビングウィルの保管場所		
⑦ エンディングノートの保管場所		
⑧ 臓器提供の意思等		
⑨ 献体登録先等		
⑩ 死後事務委任契約や葬儀等の生前契約等		
⑪ 遺言書の指定回答対象者情報及び保管場所等		
⑫ お墓の所在地等		
⑬ その他の自由登録		
2 区が収集して事業者提供する情報		理 由
本人のMCWELL（高齢障害システム）上の宛名番号		本人の異動情報を把握するため
転出先住所		
上記1①～⑬	プロポーザルにより委託事業者が変更になった場合、次の事業者へ引き継ぐため	

### 7 「情報の保護」の項目

別紙1「特記事項」のうち修正した条項	
変更した条項	変更した理由
第2条 取り扱う個人情報の範囲等 (1) 受託業務の処理のために収集する次の個人情報 (2) 受託業務の処理のために甲から提供される次の個人情報	特定される範囲の内容を明らかにした。  6「取り扱う個人情報」のとおり





# (資料5) 別紙1

## 個人情報 特記事項

### (基本的責務)

第1条 終活サポート事業運営委託業務の受託事業者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する豊島区（以下「甲」という。）の施策に協力するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、受託業務の処理に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を害することのないよう最大限配慮し、本個人情報特記事項を遵守しなければならない。

### (取り扱う個人情報の範囲等)

第2条 乙は、受託業務の処理に当たっては、受託業務の処理のために収集する次の個人情報に限り取り扱うことができるものとし、当該個人情報以外の個人情報の収集、保有、使用その他の取扱いをしてはならない。

#### (1) 受託業務の処理のために収集する次の個人情報

- ア 氏名
- イ 住所
- ウ 性別
- エ 年齢
- オ 電話番号
- カ 本籍
- キ 通院先、アレルギー情報等
- ク リビングウィルの保管場所
- ケ エンディングノートの保管場所
- コ 臓器提供の意思
- サ 献体登録先
- シ 死後事務委託契約、葬儀等の生前契約情報等
- ス 遺言書の指定回答対象者及び保管場所
- セ お墓の所在地
- ソ 健康状態
- タ 障害の程度
- チ 相談内容
- ツ 電子メールアドレス
- テ その他受託業務の処理のために必要となる個人情報で、収集に当たって事前に甲と協議し、甲の承認を得たもの

#### (2) 受託業務の処理のために甲から提供される次の個人情報

- ア 本人の MCWELL（高齢障害システム）上の宛名番号
- イ 転出先住所

2 乙は、受託業務に係る個人情報を取り扱う作業責任者及び作業従事者の氏名を、あらかじめ甲に報告しなくてはならない。変更するときも同様とする。

(受託業務に従事する者の義務)

第3条 受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。受託業務終了後も同様とする。

(セキュリティ対策の整備義務)

第4条 乙は、取り扱う個人情報の安全確保を図るための管理体制を整備しなければならない。

特に、受託業務を電子計算機により処理する場合は、不正アクセスやコンピュータウイルス等による個人情報の盗用、破壊、漏えい、改ざん等に対する防御対策を講じなければならない。

2 乙は、受託業務に従事している者に対して、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修又は教育を実施しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第5条 乙は、第2条第1項各号に掲げる個人情報（以下「取り扱う個人情報」という。）を受託業務の目的以外の目的で利用してはならない。

(外部提供の制限)

第6条 乙は、取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、区民等の福祉の向上のために特に必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、あらかじめ、提供先の名称、提供先の利用目的、利用方法、利用期間等を甲に通知しなければならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、受託業務の処理を第三者に再委託してはならない。

(複写又は複製の制限)

第8条 乙は、取り扱う個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第9条 乙は、取り扱う個人情報を事業所内から持ち出しをしてはならない。

(資料等の返還義務)

第10条 乙は、受託業務が終了したときは、取り扱う個人情報が記録された資料等を、速やかに、甲に返還しなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告)

第11条 乙は、契約履行中において、個人情報の取扱いの遵守状況について「個人情報特記事項の遵守に関する報告書」により甲に報告しなければならない。

(監督に応じる義務)

第12条 甲は、委託業務の処理において、取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、乙に対する必要かつ適切な監督を行うものとし、乙はこれに応じなければならない。

(施設等の立入検査又は調査に応じる義務)

第13条 甲は、個人情報の保護のため必要があるときは、委託業務を処理する施設等の立入検査及び調査を行うことができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(監査に応じる義務)

第14条 甲は、委託業務の処理に関し、必要に応じて監査を行うことができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第15条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 第2条から前条までの規定に違反する行為があったときは、甲は契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第17条 第2条から第15条までの規定に違反する行為によって、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。受託業務が終了した後も同様とする。

(罰則)

第18条 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された豊島区個人情報等の保護に関する条例(平成12年豊島区条例第3号。以下「条例」という。)第2条第1項第4号アに係る個人情報ファイルを提供したときは、条例第46条又は第48条の規定に基づき、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。

(1) 受託業務に従事している者又は従事していた者

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(2) 業務を受託した法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下

同じ。) 又は人

100万円以下の罰金

第19条 受託業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、条例第47条又は第48条の規定に基づき、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。

(1) 受託業務に従事している者又は従事していた者

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

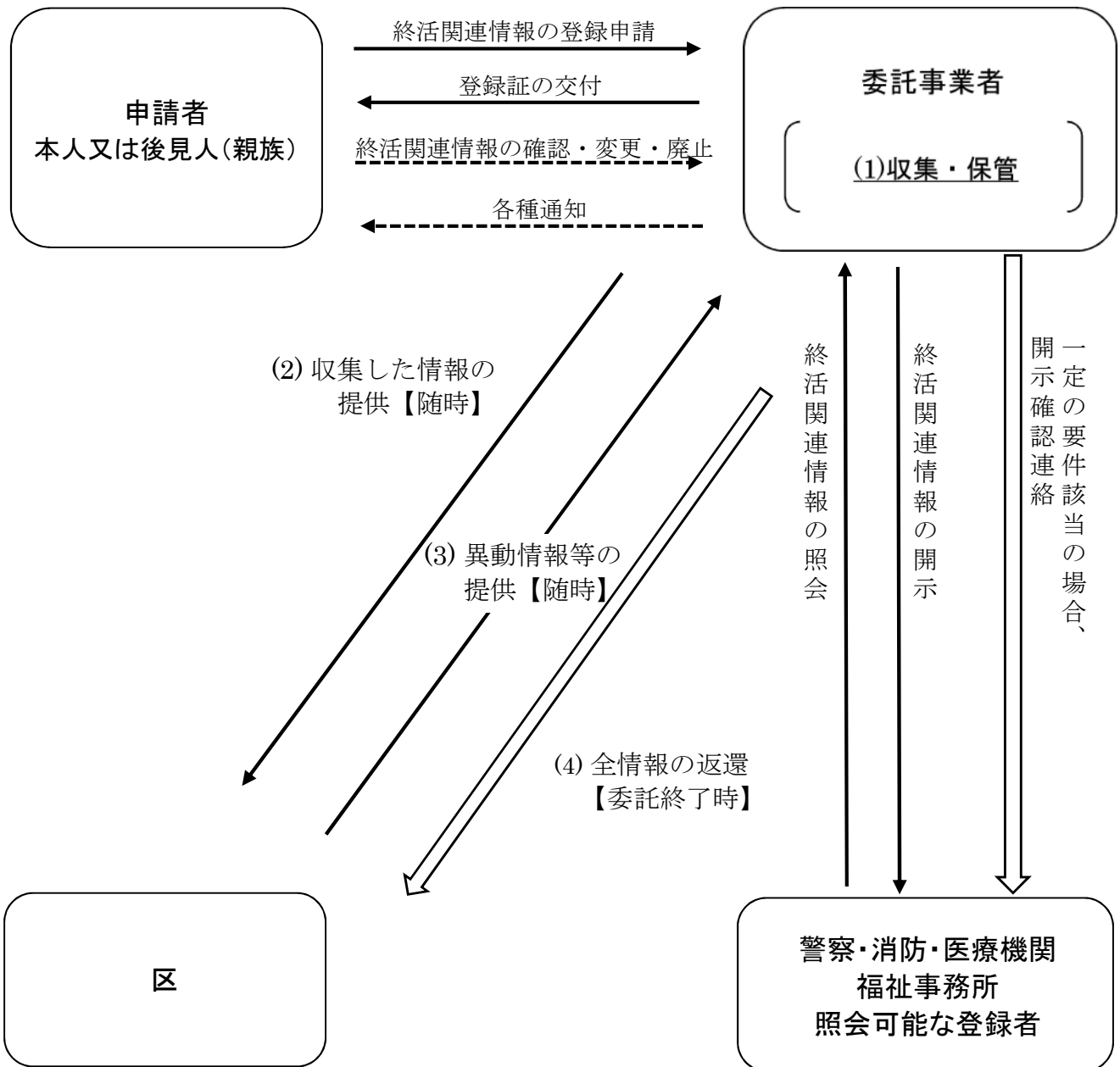
(2) 業務を受託した法人又は人

50万円以下の罰金

豊島区終活サポート事業運営委託の流れ

今回諮問事項

- (1)委託事業者が終活関連情報を収集・保管する際の取扱い
- (2)委託事業者から区へ終活関連情報を提供する際の取扱い【随時】
- (3)区から委託事業者へ異動情報等を提供する際の取扱い【随時】
- (4)委託事業者から区へ終活関連情報を提供する際の取扱い【委託終了時】



諮問資料（業務委託）

令和3年12月22日

子育て支援課

1 件名	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業に関する事務委託に係る措置	
2 業務の内容	本事業は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業に係る業務委託である	
	1 内容	①申請書の作成、印刷、印字、封入・封緘、発送業務 ②申請書受領、支給データ作成 ③支給決定通知作成、印刷、印字、封入・封緘、発送業務 ④返戻書類処理、再発送業務 ⑤コールセンターの設置・運営業務 ⑥窓口業務
	2 該当者等	0歳～18歳未満の児童および児童の保護者
	3 委託理由	本業務の遂行にあたっては、短期間で集中的な対応が求められるため、業務を一体的に管理し、各種の業務を相互に関連付けながら円滑に実施する必要がある。また、各々の業務のピークが推移する中で、人員配置についても合理的な運用を図る必要がある。このため、専門的なノウハウを持つ事業者を活用し、一連の業務を一括委託することで、より効率的・効果的な事業執行を行うものである。
4 効果	専門性を活かした事務処理や業務の繁閑に応じた人員配置等が可能となることで、窓口や電話等における区民への適切な対応、正確かつ迅速な事業実施が図られる。	
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	個人情報の項目
	類型なし	該当なし
4 過去の類似案件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）事業の委託に係る措置（3答申第9号）</li> <li>・特特定額給付金事業の委託に係る措置（2答申第8号）</li> <li>・臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金支給業務の委託に係る措置（25答申第16号）</li> </ul>	
5 諮問理由	本業務は新規事業であり一括承認基準にも該当しないため	
6 取り扱う個人情報	別表 6「取り扱う特定個人情報ファイル」の項目のとおり	
7 情報の保護	別表 7「情報の保護」の項目のとおり	
8 審議する対象範囲	<p>別紙2「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の流れ」のうち、次の範囲である。</p> <p>(1) 対象者の特定、申請書等の印刷、封入封緘及び発送業務における個人情報の取り扱い</p> <p>(2) コールセンター業務における必要に応じた個人情報の参照や区民から収集した個人情報の取り扱い</p> <p>(3) 受付業務における個人情報の内容確認や必要に応じて区民から収集した個人情報の取り扱い</p> <p>(4) データ入力、各種通知に係る業務における個人情報の取り扱い</p>	
9 委託先	プライバシーマークを取得している事業者より選定し特命随意契約する。	
10 契約締結予定日	本審議会承認後とする。	



## (資料6) 別表

### 6「取り扱う特定個人情報ファイル」の項目

取り扱う個人情報及び収集並びに提供するもの		必要な理由
1 区が収集して事業者に提供するもの		
1	氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当、児童育成手当および児童扶養手当の情報 を利用し、支給対象者に対して通知および給付金の支 給を行うため</li> <li>・住民記録情報及び税情報を利用し、申請が必要な者 に対して通知、審査および給付金の支給を行うため</li> <li>・問合せ対応のため</li> </ul>
2	通称名	
3	生年月日	
4	住所	
5	電話番号	
6	性別	
7	続柄	
8	国籍	
9	宛名コード	
10	世帯コード	
11	個人番号	
12	認定番号	
13	在留資格	
14	在留期限	
15	在留開始日・終了日	
16	世帯状況	
17	住民日・非住民日	
18	住民日・非住民日異動日	
19	送付先住所	
20	送付先氏名	
21	転出先情報	
22	転入元情報	
23	申請年月日	
24	認定・消滅年月日	
25	認定・消滅事由	
26	認定状態	
27	資格状態	
28	変更年月日	
29	変更理由	
30	却下・取下日	
31	却下取下理由	
32	所得情報	
33	口座情報	
34	児童情報	
35	監護状況	
36	同居・別居	
37	別居先情報	
38	世帯・同居者状況	
39	不備書類	
40	配偶者有無	
41	配偶者氏名	
42	配偶者住所	
43	異動事由	
44	注意表示	
45	支払状況	
46	差止状況	
47	支給開始年月	



2 事業者が必要に応じて収集するもの		必要な理由
1	(申請者)氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請が必要な者から申請があった場合の審査および支給を行うため</li> <li>・問合せ対応のため</li> </ul>
2	(申請者)生年月日	
3	(申請者)住所	
4	(申請者)電話番号	
5	(申請者)性別	
6	(配偶者)氏名	
7	(配偶者)同居・別居	
8	支給要件	
9	(児童)氏名	
10	(児童)続柄	
11	(児童)性別	
12	(児童)生年月日	
13	(児童)同居・別居	
14	(児童)住所	
15	(児童)監護、生計の状況	
16	(児童)手当受給状況	
17	(申請者)口座情報	
18	(申請者)公務員児童手当受給状況	
19	(申請者・配偶者)所得情報	

## 7「情報の保護」の項目

別紙1「特定個人情報等 特記事項」のとおり

変更した条項	変更した理由
第2条 取り扱う特定個人情報の範囲等 (1)受託業務の処理のために甲から提供される次の特定個人情報等 (2)受託業務の処理のために収集する次の特定個人情報等	取り扱う個人情報を前記6のとおり限定
第6条 再委託の制限	業務処理上必要となる可能性があるため、再委託の「禁止」を「制限」へ。
第7条 複写又は複製の制限	業務処理上必要となる可能性があるため、ただし書きを追加し、「禁止」を「制限」へ。
第8条 持ち出しの制限	業務処理上必要となる可能性があるため、ただし書きを追加し、「禁止」を「制限」へ。
第17条 セキュリティ対策の整備義務	受託業務の電算処理をするために、特別条項を加え、セキュリティ対策の管理義務を強化した。

## 特定個人情報等 特記事項

### (基本的責務)

第1条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）」事業の受託事業者（以下「乙」という。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号以下「番号法」という。）に基づく個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の保護に関する豊島区（以下「甲」という。）の施策に協力するとともに、特定個人情報等の保護の重要性を認識し、受託業務の処理に当たって特定個人情報等を取り扱うときは、個人の権利利益を害することのないよう最大限の配慮をしなければならない。

### (取り扱う特定個人情報等の範囲等)

第2条 乙は、受託業務の処理に当たっては、次に掲げる特定個人情報等に限り取り扱うことができるものとし、当該特定個人情報等以外の特定個人情報等の収集、保有、使用その他の取り扱いをしてはならない。

#### (1) 受託業務の処理のために甲から提供される次の特定個人情報等

氏名、通称名、生年月日、住所、電話番号、性別、続柄、国籍、宛名コード、世帯コード、個人番号、認定番号、在留資格、在留期限、在留開始日・終了日、世帯状況、住民日・非住民日、住民日・非住民日異動日、送付先住所、送付先氏名、転出先情報、転入元情報、申請年月日、認定・消滅年月日、認定・消滅事由、認定状態、資格状態、変更年月日、変更理由、却下・取下日、却下・取下理由、税情報、口座情報、児童情報、監護状況、同居・別居、別居先情報、世帯・同居者状況。不備書類、配偶者有無、配偶者氏名、配偶者住所、異動事由、注意表示、支払状況、差止状況、支給開始年月

#### (2) 受託業務の処理のために収集する次の特定個人情報等

- ①氏名、生年月日、住所、電話番号、性別、続柄、配偶者有無、配偶者氏名、監護状況、同居・別居、別居先情報、所得情報、口座情報
- ②その他受託業務の処理のために必要となる特定個人情報等で、収集に当たって事前に甲と協議し、甲の承認を得たもの

2 乙は、受託業務に係る特定個人情報等を取り扱う責任者及び担当者の氏名を、あらかじめ甲に報告するものとする。

### (受託業務に従事する者の秘密保持の義務)

第3条 受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た特定個人情報等を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。受託業務終了後も同様とする。

### (目的外使用の禁止)

第4条 乙は、第2条第1項各号に掲げる特定個人情報等（以下「取り扱う特定個人情報等」という。）を受託業務の目的以外の目的に使用してはならない。

(外部提供の禁止)

第5条 乙は、取り扱う特定個人情報等を第三者（甲及び乙以外のものをいう。以下同じ。）に提供してはならない。

(再委託の制限)

第6条 乙は、受託業務の処理を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、受託業務の一部を再委託できるものとする。

2 乙は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、再委託先（以下「丙」という）の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託において取り扱う情報、丙における安全性及び信頼性を確保する対策並びに丙に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、丙に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、丙の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、丙との契約において、丙に対する管理及び監督の手続き方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、丙に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を監督するとともに、甲の求めに応じて、監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(複写又は複製の制限)

第7条 乙は、取り扱う個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定により複写又は複製したときは、受託業務終了後直ちに当該複写又は複製したものが第三者の利用に供されないことがないよう、物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及びその内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

(持ち出しの制限)

第8条 乙は、取り扱う個人情報を事業所内から持ち出しをしてはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、この限りではない。この場合は、持ち出し記録（持ち出し事由・日時・返却日時・担当者等）を作成し、保管場所の確認を行わなければならない。

(資料等の返還義務)

第9条 乙は、受託業務が終了したときは、取り扱う特定個人情報等が記録された資料等を、速やかに、甲に返還しなければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業員の明確化)

第10条 乙は特定個人情報等を取り扱う事務名、部署名、責任者及び担当者名等を明確にしなければならない。

(事故発生時等の報告義務)

第11条 乙は、受託業務の処理に関して事故が発生したときは、速やかに、その状況を甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

2 前項のほか、乙は、甲の求めに応じて、受託業務の処理の状況又は結果を甲に報告しなければならない。

(施設等の立入検査又は実地調査に応じる義務)

第12条 甲は、特定個人情報等の保護のため必要があるときは、委託業務を処理する施設等の立入検査及び実地調査を行うことができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(監査に応じる義務)

第13条 甲は、委託業務の処理に関し、必要に応じて監査を行うことができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(監督に応じる義務)

第14条 甲は、委託業務の処理において、取り扱う特定個人情報等の安全管理が図られるよう、乙に対する必要かつ適切な監督を行うものとし、乙はこれに応じなければならない。甲は再委託以降についても間接的に監督義務を負い、乙から委託（再々委託以降を含む）を受けたものもこれに応じなければならない。

(契約解除)

第15条 第2条から前条までの規定に違反する行為があったときは、甲は契約を解除することができる。

(損害賠償)

第16条 第2条から第15条までの規定に違反する行為によって、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。受託業務が終了した後も同様とする。

(セキュリティ対策の整備義務)

第17条 乙は、取り扱う特定個人情報等の安全確保を図るための管理体制を整備しなければならない。

特に、受託業務を電子計算機により処理する場合は、不正アクセスやコンピュータウイルス等による特定個人情報等の盗用、破壊、漏えい、改ざん等に対する防御対策を講じなければならない。

2 乙は、受託業務に従事している者に対して、特定個人情報等の保護及び情報セキュリティ

に関する研修又は教育を実施しなければならない。

(漏えい事案等が発生した場合の責任)

第18条 特定個人情報等の漏えい事案が発生した場合は、甲が当該事案に伴う損害賠償請求を受けた際の乙の責任に応じた当該損害賠償の負担を行うこととする。

(罰則)

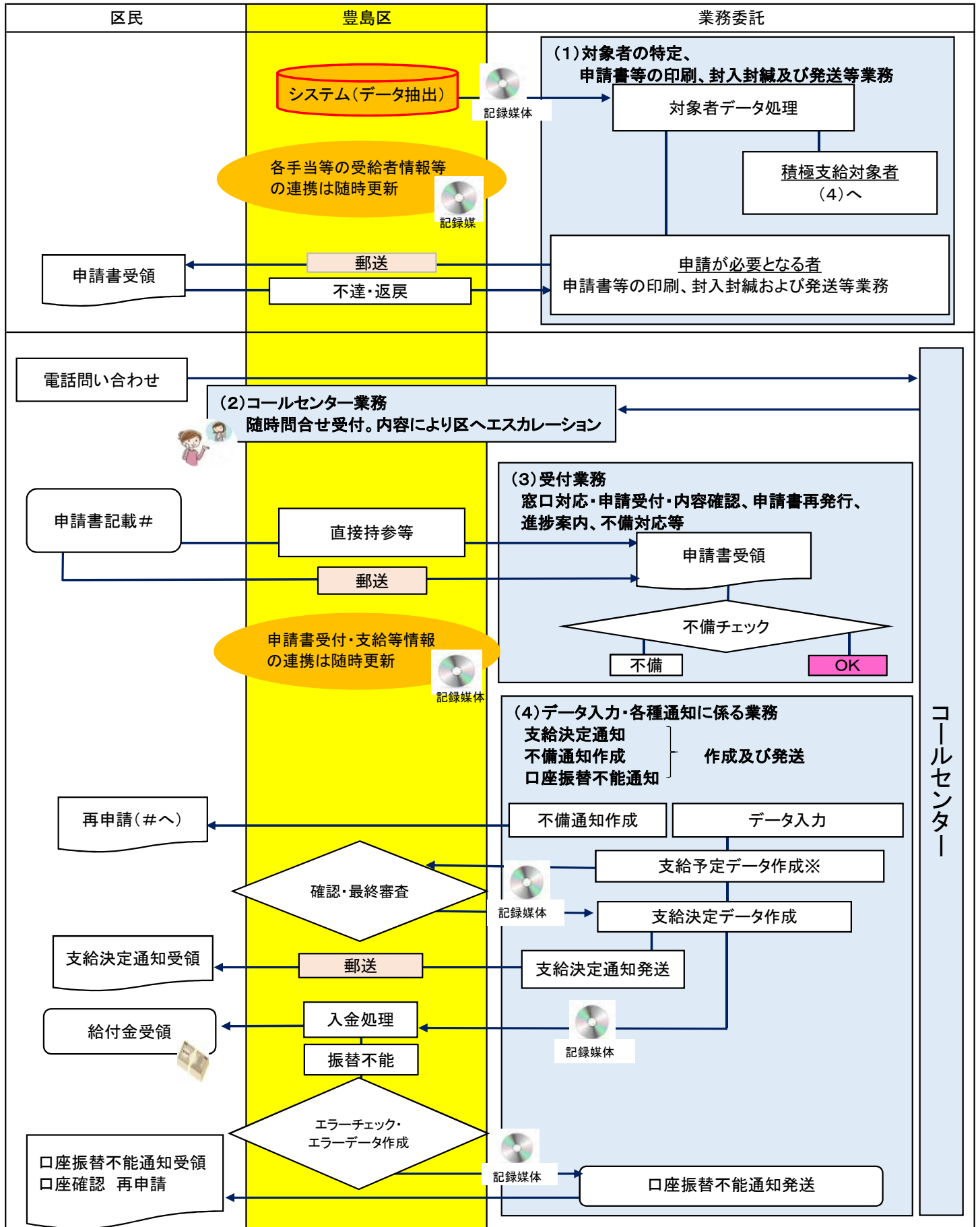
第19条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。)を提供したときは、番号法第51条の規定に基づき、4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第20条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、番号法第52条の規定に基づき、3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第21条 情報提供等事務(番号法第19条第7号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。)に従事する者又は従事していた者が、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、番号法第53条の規定に基づき、3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

審議する対象範囲

- (1)対象者の特定、申請書等の印刷、封入封緘及び発送等業務における個人情報の取り扱い
- (2)コールセンター業務における必要に応じた個人情報の参照や区民から収集した個人情報の取り扱い
- (3)受付業務における個人情報の内容確認や必要に応じて区民から収集した個人情報の取り扱い
- (4)データ入力、各種通知に係る業務における個人情報の取り扱い



コールセンター



## (資料6) 参考資料

府政経運第399号

令和3年11月26日

各 都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）

### 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について

標記については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）の「2. 分配戦略～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～」において、「新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり10万円相当の給付を行う。具体的には、子供1人当たり5万円の現金を迅速に支給することとし、その際、中学生以下の子供については、新型コロナウイルス感染症対策予備費を措置し、児童手当の仕組みを活用することで、「プッシュ型」で年内に支給を開始する。」とされた。政府としては、これを受け、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業を実施することとしたものである。

今般、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施に当たり、別紙のとおり支給要領を定めたので通知する。

なお、子育て世帯に対する5万円の現金の支給については、実施主体である市町村（特別区を含む。以下同じ。）の実情に応じて実施いただくことになるが、今般の情勢を鑑み、年内の支給を目指し、できるだけ速やかな開始に向けて各市町村において検討いただけるよう、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村に対する支援及び周知につき配慮願いたい。



## 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領

## 第1 支給対象者

1 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））（以下「先行給付金」という。）は、次のア～イに掲げる者に対して支給する。

ア 令和3年9月分（令和3年9月に出生した児童については、令和3年10月分とする。以下同じ。）の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（法附則第2条第1項の給付を除く。以下「児童手当」という。）の受給者

イ 令和3年9月30日（以下「基準日」という。）の翌日以後令和4年3月31日までに出生した児童（以下「新生児」という。）の父母等（法第5条を準用した場合における児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第3条に規定する所得の額（以下「所得額」という。）が令第1条に規定する額未満の者に限る。）若しくは新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）又は新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者

2 1の規定にかかわらず、先行給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して先行給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>① 基準日後に受給者等が死亡した場合（この2の規定により先行給付金を支給される者が、当該者に対して先行給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>② 基準日の翌日から先行給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童（同項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をい</p>	<p>左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童又は高校生の施設入所等児童が委託されている里親等若しくは左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児</p>

う。)であることを受給者等に先行給付金を支給する市町村(特別区を含む。以下同じ。)が把握した場合	入所施設等の設置者(以下「施設等受給資格者」という。)
③ 基準日の翌日から先行給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしている当該受給者等の配偶者(現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。)がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して先行給付金を支給する市町村に到達した場合	左欄に掲げる当該者の配偶者

## 第2 対象児童

第1に規定する者(以下「支給対象者」という。)に支給される先行給付金の対象児童(先行給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。)は、次のア～イに掲げる者とする。

ア 支給対象者に支給される令和3年9月分の児童手当に係る児童

イ 基準日の翌日から令和4年3月31日までの間に出生した児童

## 第3 支給額

先行給付金の支給額は、第2の対象児童1人につき50千円とする。

## 第4 実施主体及び支給方法等

### 1 実施主体

(1) 第1の1のアに掲げる者(法第17条第1項に規定する公務員であって、同項の表の下欄に掲げる者から児童手当の認定を受けている者(以下「公務員」という。)を除く。)に支給される先行給付金は、当該者が令和3年9月分の児童手当の支給要件に該当するものとして認定を行っていた市町村が支給する。

(2) 第1の1のアに掲げる者(公務員に限る。)に支給される先行給付金は、基準日において当該者の住所地の市町村が支給する。

(3) 第1の1のイに掲げる者に支給される先行給付金は、基準日以後に当該者が

児童手当の支給要件に該当するものとして認定を行った市町村（当該者が公務員である場合にあっては、当該認定を行った時点における住所地の市町村）が支給する。

## 2 支給の方法

- (1) 1の(1)の市町村は、児童手当関係情報等（過去の児童手当支給情報、住民基本台帳、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金関係情報等を含む。）を参照の上、支給対象者に対し、支給の申込みを行う。

1の(2)の市町村については、児童手当関係情報等により当該支給対象者への支給に要する情報（所得額や振込先口座情報等）を把握できる場合に限り、支給の申込みを行う。

また、第1の(1)のアに掲げる者のうち、上記により支給の申込みを行わなかった者に対しては、先行給付金の支給申請が必要である旨を通知する。

- (2) 支給の申込みを受けた支給対象者は、当該者が以下の表の左欄に該当する場合に限り、1の市町村に対して右欄の届出を行う。

<p>① 支給対象者が、1の市町村へ令和3年10月支給分の児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、先行給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合</p>	<p>令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給口座登録等の届出書（児童手当支給口座の変更があった場合は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給口座登録等の届出があったものとみなす。）</p>
<p>② 支給対象者が、先行給付金の支給を希望しない場合</p>	<p>令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））受給拒否の届出書</p>

- (3) (1)の支給の申込みがない支給対象者<sup>※</sup>は、1の市町村に対し、支給申請を行う。

※ 父母及び児童が同居していない場合（市町村において児童手当の受給資格の認定を受けている場合を除く。）や、児童手当関係情報等により振込先口座情報を確認できない場合等を想定

- (4) 1の市町村は、支給対象者（(2)②の届出をした者を除く。）に対し、先行給付金を支給する。

- (5) (4)の規定にかかわらず、以下の表の左欄に掲げる者については、それぞれ

れ同表の右欄に掲げる市町村が、先行給付金を支給する。

① 第1の2の表の①の左欄に掲げる場合における同表の①の右欄に掲げる者	左欄に掲げる者を基準日後に住民基本台帳に記録している市町村
② 第1の2の表の②の左欄に掲げる場合における同表の②の右欄に掲げる者	左欄に掲げる者が入所等している施設等受給資格者を基準日後において住民基本台帳に記録している市町村（施設等受給者が小規模住居型児童養育事業を行う者である場合にあっては当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地とし、障害児入所施設等の設置者である場合にあっては当該障害児入所施設等の所在地とする。）
③ 第1の2の表の③の左欄に掲げる場合における同表の③の右欄に掲げる者	左欄に掲げる者から対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求を受けた市町村（これに準ずる手続を行った市町村を含む。）

(6) 先行給付金は、支給対象者の令和3年10月支給分の児童手当、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金、過去の児童手当の支給等と同じ口座（(2)①に掲げる届出があった場合は、当該届出書による口座）又は(3)により指定された口座への振込みにより、支給する。ただし、口座への振込みによる支給が困難である場合には、窓口における現金の交付により、先行給付金を支給する。

また、(2)②に掲げる届出があった場合は、当該届出を行った支給対象者に対して先行給付金の支給は行わない。

(7) 第1の2の表の②及び③の左欄に掲げる場合における同表の②及び③の右欄に掲げる者について、基準日の翌日から先行給付金の支給決定日前に児童手当支給口座の変更があった場合は、(6)の規定にかかわらず、当該変更後の口座への振込みにより、支給する。

(8) 先行給付金の支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

### 3 支給開始日

市町村は、先行給付金について、年内の支給を目指し、可能な限り速やかに開始するものとする。

また、2の(3)の申請受付開始日は、市町村において決定する。

# 【概要】住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

## 1. 施策の目的

- 令和3年11月19日に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定され、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の現金を給付する。

## 2. 事業の実施主体及び経費負担

- 実施主体は市区町村である。
- 実施に要する経費(事業費及び事務費)は、国が補助を行う。

## 3. 事業概要

### (1) 対象者

- ① 基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)

### (2) 給付額

- 1世帯あたり10万円

### (3) 給付時期

- 準備が整い次第、出来るだけ早期に給付する

### (4) 申請方法

- 申請は郵送を原則とするが、それが難しい場合は窓口にて申請を受理する。

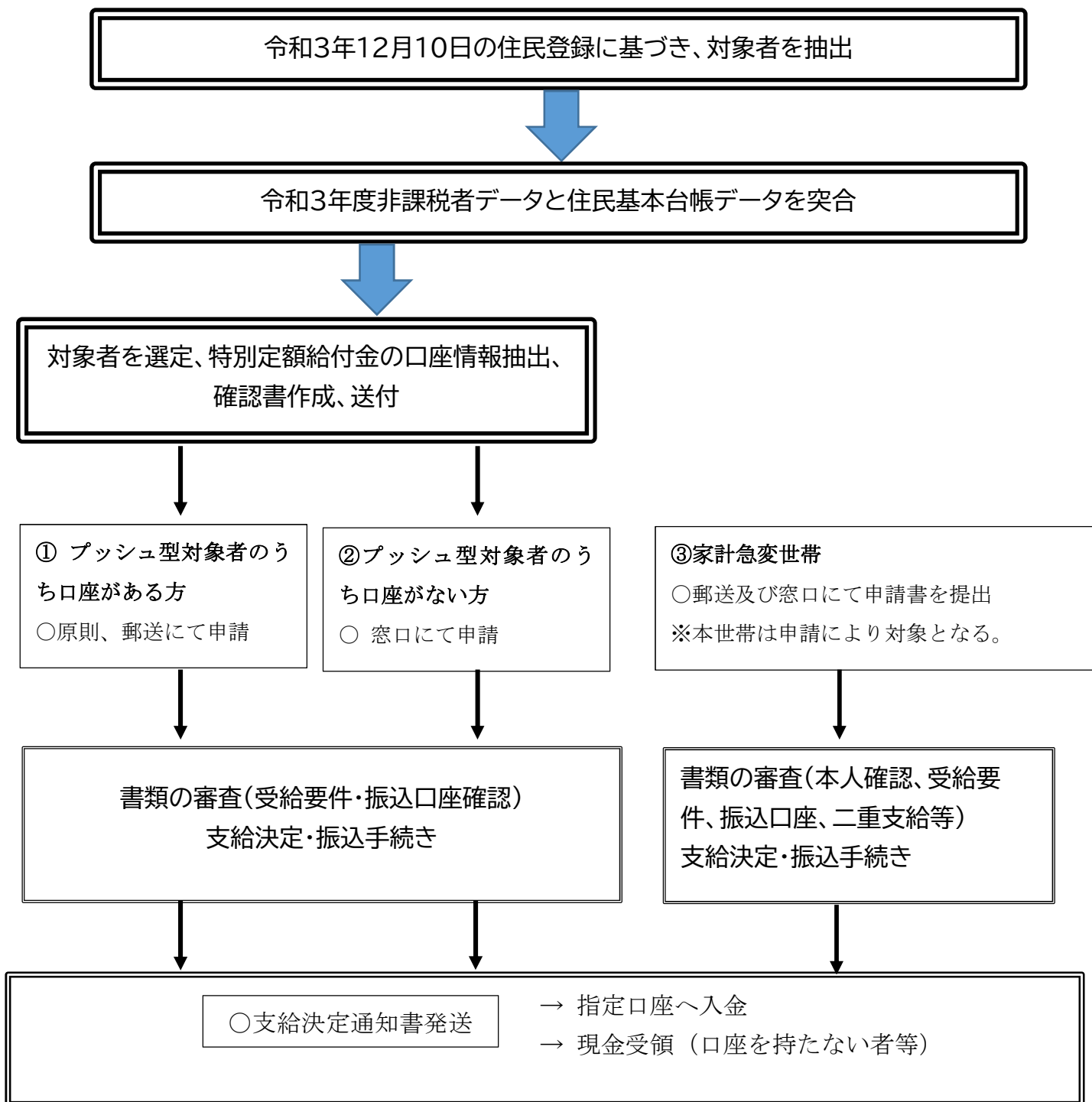
### (5) その他

- 入所施設に住民票を移していない措置入所者は、措置市町村から入所施設を通じて、支給案内(確認書)を送付し、措置市町村から登録口座に支給する。
- 成年後見制度の利用者は、成年後見人等に、支給案内(確認書)を送付する。
- 視覚障害者は、点字封筒にて、支給案内(確認書)を送付する。

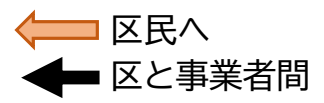
## 4. 申請書送付日

- 準備が整い次第、出来るだけ早期に送付する

## 5. 住民税非課税世帯等に臨時特別給付金事業の流れ(業務フロー)

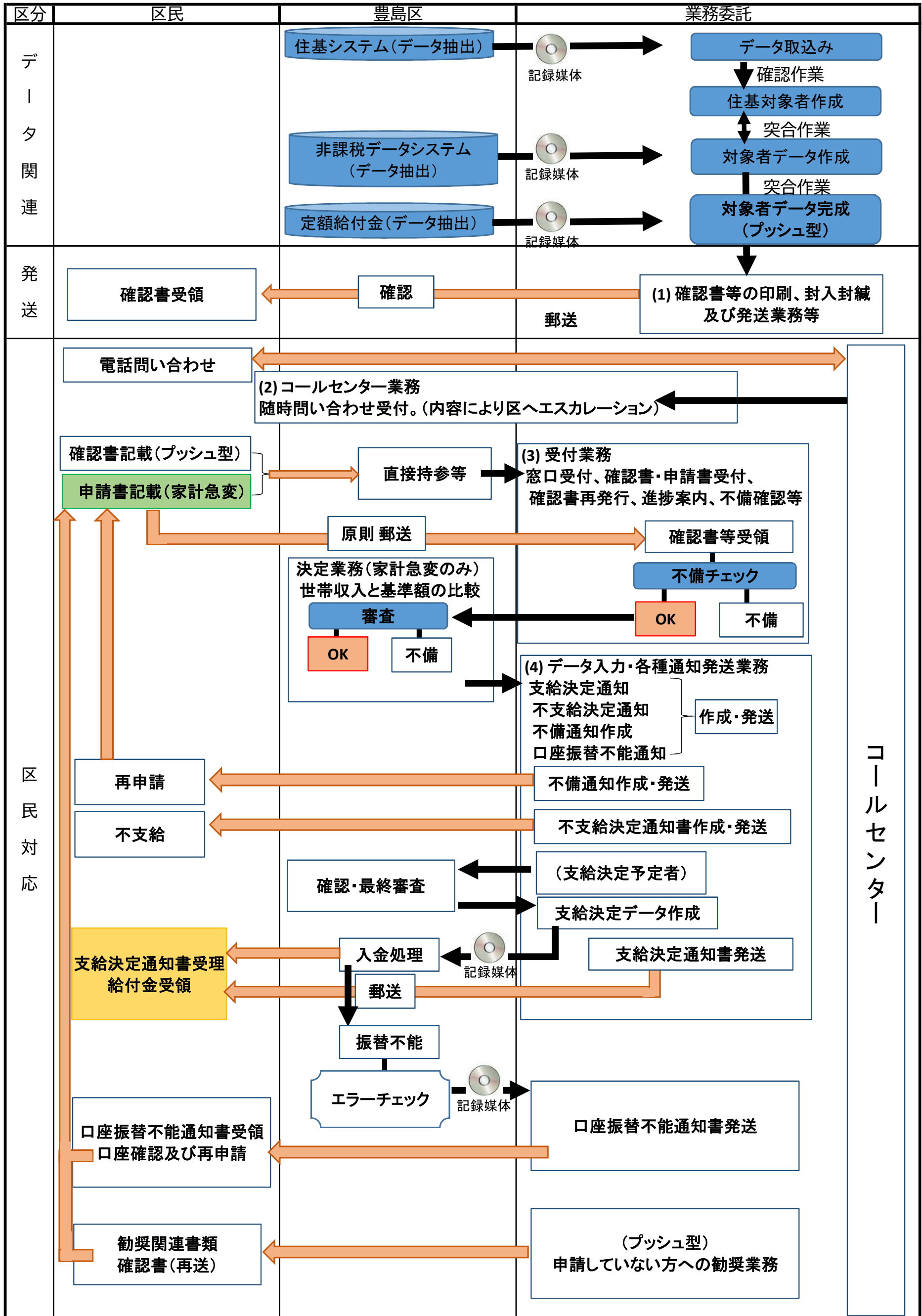


# 臨時特別給付金支給事務の流れ



## ○ 審議する対象範囲

- (1) 申請書等の印刷、封入封緘及び発送等業務における個人情報の取扱い
- (2) コールセンター業務における必要に応じた個人情報の参照や区民から収集した個人情報の取扱い
- (3) 受付業務における個人情報の内容確認や必要に応じて区民から収集した個人情報の取扱い
- (4) データ入力、各種通知に係る業務における個人情報の取扱い





## 諮問資料（電算処理）

令和3年12月22日

福祉総務課

1 件 名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業管理システム（仮称）による個人情報の電算処理		
2 業務の概要	1 内 容	臨時特別給付金事業に係る業務を処理するため、管理システムを構築し、電算処理を行う。	
	2 対象者等	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金受給対象者	
	3 理 由	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の給付対象者の管理、口座情報、支給決定情報等の情報を電算処理し、円滑に業務を遂行するため。	
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	事 例	
		業 務	個人情報の項目
	類型なし	該当なし	
4 過去の類似案件	臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金システム（仮称）による個人情報の電算処理（25答申第14号）、プレミアム付商品券事業システム（仮称）による個人情報の電算処理（30答申第19号）、特別定額給付金事業管理システム（仮称）による個人情報の電算処理（令2答申第6号）		
5 諮問理由	過去の類似案件はあるが、本件は新規事業であり一括承認基準に該当しないため。		
6 取り扱う個人情報	電算処理するもの	理 由	
	別表のとおり	特例的な対応が必要な対象者を把握するため	
7 電算処理する時期及び期間	本審議会承認後とする。		



## (資料7) 別表

## 6 取り扱う個人情報の項目(電算処理)

	項目名
基本情報 世帯主 データ	1 世帯主整理番号
	2 送付先郵便番号
	3 送付先住所1
	4 送付先住所2(建物名、号室等)
	5 送付先氏名
	6 対象者住所1
	7 対象者住所2(建物名、号室等)
	8 対象者氏名
	9 対象者フリガナ
	10 対象者続柄コード
	11 対象者続柄名
	12 対象者生年月日
	13 区分フラグ(世帯主:1)
	14 機微フラグ(1:DV 2:その他等)
	15 在国籍在留期限
	16 外国人登録番号
	17 外国人通称名
	18 外国人アルファベット氏名
	19 外国人正治氏名
	20 転入年月日
	21 住民となった日
	22 転入元住所
	23 転入元方書
基本情報 世帯員 データ	24 世帯主整理番号
	25 対象者整理番号
	26 対象者氏名
	27 対象者続柄コード
	28 対象者続柄名
	29 対象者生年月日
	30 区分フラグ(世帯主:1)
	31 機微フラグ(1:DV 2:その他等)
	32 在国籍在留期限
	33 外国人登録番号
	34 外国人通称名
	35 外国人アルファベット氏名
	36 外国人正治氏名
	37 転入年月日
	38 住民となった日
	39 転入元住所
	40 転入元方書

	項目名
申請情報	41 申請区分
	42 申請年月日
	43 受理年月日
	44 本人確認方法
	45 代理申請者氏名
	46 代理申請者住所
	47 代理申請者確認方法
	48 利用者証明用シリアル番号
通知返戻 情報	49 通知戻表示
	50 返戻区分
	51 通知返戻日
	52 再発送日
決定情報	53 決定区分
	54 決定通知書送付日
	55 決定通知書戻日
	56 支給情報
	57 支給決定日
	58 支給決定理由
	59 支給対象者氏名
	60 支給決定者フリガナ
	61 支給対象者住所
	62 支給決定者生年月日
	63 不支給決定日
	64 不支給決定理由
	65 不支給対象者氏名
	66 不支給決定者フリガナ
	67 不支給対象者住所
	68 不支給決定者生年月日
支給情報	69 支給区分
	70 支給口座情報
	71 振替不能情報
	72 不能通知発送日

## 資料 8

## 諮問資料（業務委託）

令和3年12月22日

福祉総務課

1 件名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業管理システム（仮称）の保守業務の委託に係る措置	
2 業務の内容	本事業は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に係る業務を管理するためのシステムの保守業務委託である。	
	1 内容	システム稼働後の使用方法等に関するヘルプ、システム障害対応、不具合修正等に対応するための運用保守を実施する。
	2 該当者等	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金受給対象者
	3 委託理由	システム保守は専門的な知識及び技術が求められ、システムに精通した事業者でなければ対応ができないため。
	4 効果	専門業者へ委託することにより使用方法の適切な助言、システム障害等の迅速な原因究明と復旧作業、修正が可能である。
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	個人情報の項目
	類型なし	該当なし
4 過去の類似案件	プレミアム付商品券事業システム（仮称）の保守業務の委託に係る措置（30答申第21号） 特別定額給付金事業管理システム（仮称）の保守業務の委託に係る措置（令2答申第7号）	
5 諮問理由	過去の類似案件はあるが、本件は新規事業であり一括承認基準に該当しないため。	
6 取り扱う個人情報	別表のとおり	
7 情報の保護	別紙1「個人情報 特記事項」のとおり	
8 審議する対象範囲	区から委託事業者へのシステム障害・不具合の復旧依頼による個人情報の提供 委託事業者から区への障害・回復確認作業、問合せ対応による個人情報の参照	
9 委託先	本審議会終了後、プライバシーマーク取得事業者より選定し特命随意契約する。	
10 契約締結予定日	本審議会承認後とする。	



## (資料8) 別表

### 6 取り扱う個人情報の項目(保守委託)

区が収集して事業者へ提供するもの

		項目
基本情報 世帯主データ	1	世帯主整理番号
	2	送付先郵便番号
	3	送付先住所1
	4	送付先住所2(建物名、号室等)
	5	送付先氏名
	6	対象者住所1
	7	対象者住所2(建物名、号室等)
	8	対象者氏名
	9	対象者フリガナ
	10	対象者続柄コード
	11	対象者続柄名
	12	対象者生年月日
	13	区分フラグ(世帯主:1)
	14	機微フラグ(1:DV 2:その他等)
	15	支給口座情報
基本情報 世帯員データ	16	世帯主整理番号
	17	対象者整理番号
	18	対象者氏名
	19	対象者続柄コード
	20	対象者続柄名
	21	対象者生年月日
	22	区分フラグ(世帯主:2)
	23	機微フラグ(1:DV 2:その他等)



## (資料8) 別紙1

## 特定個人情報等 特記事項

## (基本的責務)

第1条 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業管理システム保守業務の受託事業者（以下「受託者」という。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の保護に関する豊島区（以下「甲」という。）の施策に協力するとともに、特定個人情報等の保護の重要性を認識し、受託業務の処理に当たって特定個人情報等を取り扱うときは、個人の権利利益を害することのないよう最大限配慮し、本特定個人情報等特記事項を遵守しなければならない。

## (取り扱う特定個人情報等の範囲等)

第2条 受託者は、受託業務の処理に当たっては、別表に掲げる特定個人情報等に限り取り扱うことができるものとし、当該特定個人情報等以外の個人情報の収集、保有、使用その他の取扱いをしてはならない。

2 受託者は、受託業務に係る特定個人情報等を取り扱う作業責任者及び作業従事者の氏名を、あらかじめ甲に報告しなければならない。変更するときも、同様とする。

## (受託業務に従事する者の秘密保持の義務)

第3条 受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た特定個人情報等を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。受託業務終了後も同様とする。

## (セキュリティ対策の整備義務)

第4条 受託者は、取り扱う特定個人情報等の安全確保を図るための管理体制を整備しなければならない。特に受託業務を電算処理する場合は、不正アクセスやコンピュータウイルス等による特定個人情報等の盗用、破壊、漏えい、改ざん等に対する防御対策を講じなければならない。

2 受託者は、受託業務に従事している者に対して、特定個人情報等の保護及び情報セキュリティに関する研修又は教育を実施しなければならない。

## (目的外利用の禁止)

第5条 受託者は、第2条第1項に掲げる特定個人情報等（以下「取り扱う特定個人情報等」という。）を受託業務以外の目的に利用してはならない。



(外部提供の禁止)

第6条 受託者は、取り扱う特定個人情報等を第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 受託者は、受託業務の処理を第三者に再委託してはならない。

(複写又は複製の制限)

第8条 受託者は、取り扱う特定個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、区の承認を受けたときは、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により複写又は複製したときは、受託業務終了後直ちに当該複写又は複製したものが第三者の利用に供されないことがないように、物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し区から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去または廃棄を行った日時、担当者名及びその内容を記録し、書面により区に報告しなければならない。

(持ち出しの制限)

第9条 受託者は、取り扱う特定個人情報等を事業所内から持ち出しをしてはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、この限りでない。この場合は、持ち出し記録（特定個人情報等の内容、事由、持出・返却日時、担当者等）を作成し、保管場所の確認を行わなければならない。

(資料等の返還義務)

第10条 事業者は、受託業務が終了したときは、取り扱う特定個人情報等が記録された資料等を、速やかに、区に返還しなければならない。

(特定個人情報等の取扱状況の報告)

第11条 受託者は、契約履行中において、特定個人情報等の取扱い遵守状況について「特定個人情報等特記事項の遵守に関する報告書」により甲に報告しなければならない。

(監督に応じる義務)

第12条 区は、委託業務の処理において、取り扱う特定個人情報等の安全管理が図られるよう、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとし、受託者はこれに応じなければならない。

(施設等の立入検査又は実地調査に応じる義務)

第13条 区は、特定個人情報等の保護のため必要があるときは、委託業務を処理する施設等の立入検査及び実地調査を行うことができるものとし、受託者はこれに応じなければならない。

(監査に応じる義務)

第14条 区は、委託業務の処理に関し、必要に応じて監査を行うことができるものとし、受託者はこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第15条 受託者は、本委託業務に関し特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる特定個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、区の指示に従わなければならない。

2 受託者は、特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、区その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 区は、本委託業務に関し特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 第2条から前条までの規定に違反する行為があったときは、区は契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、区に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第17条 第2条から第15条までの規定に違反する行為によって、区が損害を受けたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。受託業務が終了した後も同様とする。

(罰則)

第18条 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された豊島区個人情報等の保護に関する条例（平成12年豊島区条例第3号。以下「条例」という。）第2条第1項第4号アに係る個人情報ファイルを提供したときは、条例第46条又は第48条の規定に基づき、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。

- (1) 受託事業に従事している者又は従事していた者  
2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- (2) 業務を受託した法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。  
（以下同じ。））又は人  
100万円以下の罰金

第19条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、番号法第49条の規定に基づき、3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第20条 情報提供等事務（番号法第19条第8号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。）に従事する者又は従事していた者が、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、番号法第50条の規定に基づき、3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

## 別表

区が収集して事業者へ提供するもの

		項目
基本情報 世帯主データ	1	世帯主整理番号
	2	送付先郵便番号
	3	送付先住所1
	4	送付先住所2(建物名、号室等)
	5	送付先氏名
	6	対象者住所1
	7	対象者住所2(建物名、号室等)
	8	対象者氏名
	9	対象者フリガナ
	10	対象者続柄コード
	11	対象者続柄名
	12	対象者生年月日
	13	区分フラグ(世帯主:1)
	14	機微フラグ(1:DV 2:その他等)
	15	支給口座情報
基本情報 世帯員データ	16	世帯主整理番号
	17	対象者整理番号
	18	対象者氏名
	19	対象者続柄コード
	20	対象者続柄名
	21	対象者生年月日
	22	区分フラグ(世帯主:2)
	23	機微フラグ(1:DV 2:その他等)

## 諮問資料（業務委託）

令和3年12月22日

福祉総務課

1 件 名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の委託に係る措置	
2 業務の内容	本事業は、臨時特別給付金事業に係る業務委託である。	
	1 内 容	①確認書及び申請書の作成、印刷、印字、封入・封緘、発送業務 ②確認書及び申請書受理、支給データ作成 ③支給決定通知書の作成、印刷、印字、封入・封緘、発送業務 ④返戻書類処理、再発送業務 ⑤コールセンターの設置・運営業務 ⑥窓口業務 ⑦関係書類運搬業務
	2 該当者等	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金受給対象者
	3 委託理由	本事業の遂行にあたっては、短期間で集中的な対応が求められる。そのため、業務を一体的に管理し、各種の業務を相互に関連付けながら円滑に実施する必要がある。また、各々の業務のピークの推移に合わせ、人員配置についても合理的な運用を図る必要がある。このため専門的なノウハウをもつ事業者を活用し、一連の業務を一括委託することでより効率的、効果的な事業遂行を行うものである。
4 効 果		
3 一括承認基準の 該当の有無	類 型	個人情報の項目
	類型なし	該当なし
4 過去の類似案件	臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金支給業務の委託に係る措置（25答申第16号）、プレミアム付商品券事業の委託に係る措置（30答申第22号）、特別定額給付金事業の委託に係る措置（令2答申第8号）	
5 諮問理由	過去の類似案件はあるが、本件は新規事業であり一括承認基準に該当しないため。	
6 取り扱う個人情報	別表のとおり	
7 情報の保護	別紙1「個人情報 特記事項」のとおり	
8 審議する対象範囲	別紙2「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の流れ」のうち、次の範囲である (1)申請書等の印刷、封入・封緘及び発送業務における個人情報の取扱い (2)コールセンター業務における必要に応じた個人情報の参照や区民から収集した個人情報の取り扱い (3)受付業務における個人情報の内容確認や必要に応じて区民から収集した個人情報の取扱い (4)データ入力、各種通知発送業務における個人情報の取扱い	
9 委託先	本審議会終了後、プライバシーマーク取得事業者より選定し特命随意契約する。	
10 契約締結予定日	本審議会承認後とする。	



# (資料9) 別表

## 6 取り扱う個人情報の項目(保守委託)

区が提供して事業者へ提供するもの

	項目
基本情報 世帯主データ	1 世帯主整理番号
	2 送付先郵便番号
	3 送付先住所1
	4 送付先住所2(建物名、号室等)
	5 送付先氏名
	6 対象者住所1
	7 対象者住所2(建物名、号室等)
	8 対象者氏名
	9 対象者フリガナ
	10 対象者続柄コード
	11 対象者続柄名
	12 対象者生年月日
	13 区分フラグ(世帯主:1)
	14 機微フラグ(1:DV 2:その他等)
基本情報 世帯員データ	15 世帯主整理番号
	16 対象者整理番号
	17 対象者氏名
	18 対象者続柄コード
	19 対象者続柄名
	20 対象者生年月日
	21 区分フラグ(世帯主:2)
	22 機微フラグ(1:DV 2:その他等)
決定情報	35 決定区分
	36 決定通知書送付日
	37 決定通知書戻日
	38 支給情報
	39 支給決定日
	40 支給決定理由
	41 支給対象者氏名
	42 支給決定者フリガナ
	43 支給対象者住所
	44 支給決定者生年月日
	45 不支給決定日
	46 不支給決定理由
	47 不支給対象者氏名
	48 不支給決定者フリガナ
	49 不支給対象者住所
	50 不支給決定者生年月日

事業者が必要に応じて収集するもの

	項目名	
申請情報	23 申請区分	
	24 申請年月日	
	25 受理年月日	
	26 本人確認方法	
	27 代理申請者氏名	
	28 代理申請者住所	
	29 代理申請者確認方法	
	30 利用者証明用シリアル番号	
	通知返戻 情報	31 通知戻表示
		32 返戻区分
33 通知返戻日		
34 再発送日		
決定情報	35 決定区分	
	36 決定通知書送付日	
	37 決定通知書戻日	
	38 支給情報	
	39 支給決定日	
	40 支給決定理由	
	41 支給対象者氏名	
	42 支給決定者フリガナ	
	43 支給対象者住所	
	44 支給決定者生年月日	
	45 不支給決定日	
	46 不支給決定理由	
	47 不支給対象者氏名	
	48 不支給決定者フリガナ	
	49 不支給対象者住所	
50 不支給決定者生年月日		
支給情報	51 支給区分	
	52 支給口座情報	
	53 振替不能情報	
	54 不能通知発送日	
その他	55 その他受託事業の処理のために必要となる個人情報で、収集にあたって事前に区と協議し承認を得たもの	

## 7「個人情報の保護」の項目

変更した項目	
第2条 取り扱う個人情報の範囲等	取り扱う個人情報を前記6のとおり限定
第4条 セキュリティ対策の整備義務	受託業務の電算処理のための、条項を追加し、セキュリティ対策の管理義務を強化するとともに研修や教育の実施を義務付け
第7条 再委託の禁止	業務上必要となる可能性があるため、再委託の「禁止」を「制限」へ。
第8条 複写又は複製の禁止	業務上必要となる可能性があるため、ただし書きを追加し「禁止」を「制限」へ。
第9条 持ち出しの禁止	業務上必要となる可能性があるため、ただし書きを追加し「禁止」を「制限」へ。





## (資料9) 別紙1

### 特定個人情報等 特記事項

#### (基本的責務)

第1条 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の受託事業者(以下「受託者」という。)は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づく個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)の保護に関する豊島区(以下「甲」という。)の施策に協力するとともに、特定個人情報等の保護の重要性を認識し、受託業務の処理に当たって特定個人情報等を取り扱うときは、個人の権利利益を害することのないよう最大限配慮し、本特定個人情報等特記事項を遵守しなければならない。

#### (取り扱う特定個人情報等の範囲等)

第2条 受託者は、受託業務の処理に当たっては、別表に掲げる特定個人情報等に限り取り扱うことができるものとし、当該特定個人情報等以外の個人情報の収集、保有、使用その他の取扱いをしてはならない。

2 受託者は、受託業務に係る特定個人情報等を取り扱う作業責任者及び作業従事者の氏名を、あらかじめ甲に報告しなければならない。変更するときも、同様とする。

#### (受託業務に従事する者の秘密保持の義務)

第3条 受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た特定個人情報等を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。受託業務終了後も同様とする。

#### (セキュリティ対策の整備義務)

第4条 受託者は、取り扱う特定個人情報等の安全確保を図るための管理体制を整備しなければならない。特に受託業務を電算処理する場合は、不正アクセスやコンピュータウイルス等による特定個人情報等の盗用、破壊、漏えい、改ざん等に対する防御対策を講じなければならない。

2 受託者は、受託業務に従事している者に対して、特定個人情報等の保護及び情報セキュリティに関する研修又は教育を実施しなければならない。

#### (目的外利用の禁止)

第5条 受託者は、第2条第1項に掲げる特定個人情報等(以下「取り扱う特定個人情報等」という。)を受託業務以外の目的に利用してはならない。

(外部提供の禁止)

第6条 受託者は、取り扱う特定個人情報等を第三者に提供してはならない。

(再委託の制限)

第7条 受託者は、受託業務の処理を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、区の承認を受けたときは、受託業務の一部を再委託できるものとする。

2 受託者は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続き方法について具体的に規定しなければならない。

5 受託者は、再委託先に対して本業務を再委託した場合は、その履行状況を監督するとともに、甲の求めに応じて、監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(複写又は複製の制限)

第8条 受託者は、取り扱う特定個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、区の承認を受けたときは、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により複写又は複製したときは、受託業務終了後直ちに当該複写又は複製したものが第三者の利用に供されないことがないよう、物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し区から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去または廃棄を行った日時、担当者名及びその内容を記録し、書面により区に報告しなければならない。

(持ち出しの制限)

第9条 受託者は、取り扱う特定個人情報等を事業所内から持ち出しをしてはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、この限りでない。この場合は、持ち出し記録（特定個人情報等の内容、事由、持出・返却日時、担当者等）を作成し、保管場所の確認を行わなければならない。

(資料等の返還義務)

第10条 事業者は、受託業務が終了したときは、取り扱う特定個人情報等が記録された資料等を、速やかに、区に返還しなければならない。

(特定個人情報等の取扱状況の報告)

第11条 受託者は、契約履行中において、特定個人情報等の取扱い遵守状況について「特定個人情報等特記事項の遵守に関する報告書」により甲に報告しなければならない。

(監督に応じる義務)

第12条 区は、委託業務の処理において、取り扱う特定個人情報等の安全管理が図られるよう、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとし、受託者はこれに応じなければならない。

(施設等の立入検査又は実地調査に応じる義務)

第13条 区は、特定個人情報等の保護のため必要があるときは、委託業務を処理する施設等の立入検査及び実地調査を行うことができるものとし、受託者はこれに応じなければならない。

(監査に応じる義務)

第14条 区は、委託業務の処理に関し、必要に応じて監査を行うことができるものとし、受託者はこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第15条 受託者は、本委託業務に関し特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる特定個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、区の指示に従わなければならない。

2 受託者は、特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、区その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 区は、本委託業務に関し特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 第2条から前条までの規定に違反する行為があったときは、区は契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、区に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第17条 第2条から第15条までの規定に違反する行為によって、区が損害を受けたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。受託業務が終了した後も同様とする。

(罰則)

第18条 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された豊島区個人情報等の保護に関する条例（平成12年豊島区条例第3号。以下「条例」という。）第2条第1項第4号アに係る個人情報ファイルを提供したときは、条例第46条又は第48条の規定に基づき、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。

(1) 受託事業に従事している者又は従事していた者

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(2) 業務を受託した法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。

（以下同じ。）又は人

100万円以下の罰金

第19条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、番号法第49条の規定に基づき、3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第20条 情報提供等事務（番号法第19条第8号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。）に従事する者又は従事していた者が、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、番号法第50条の規定に基づき、3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

# 別表

※※

区が収集して事業者へ提供するもの

事業者が必要に応じて収集するもの

		項目
基本情報 世帯主データ	1	世帯主整理番号
	2	送付先郵便番号
	3	送付先住所1
	4	送付先住所2(建物名、号室等)
	5	送付先氏名
	6	対象者住所1
	7	対象者住所2(建物名、号室等)
	8	対象者氏名
	9	対象者フリガナ
	10	対象者続柄コード
	11	対象者続柄名
	12	対象者生年月日
	13	区分フラグ(世帯主:1)
	14	機微フラグ(1:DV 2:その他等)
基本情報 世帯員データ	15	世帯主整理番号
	16	対象者整理番号
	17	対象者氏名
	18	対象者続柄コード
	19	対象者続柄名
	20	対象者生年月日
	21	区分フラグ(世帯主:2)
	22	機微フラグ(1:DV 2:その他等)
決定情報	35	決定区分
	36	決定通知書送付日
	37	決定通知書戻日
	38	支給情報
	39	支給決定日
	40	支給決定理由
	41	支給対象者氏名
	42	支給決定者フリガナ
	43	支給対象者住所
	44	支給決定者生年月日
	45	不支給決定日
	46	不支給決定理由
	47	不支給対象者氏名
	48	不支給決定者フリガナ
	49	不支給対象者住所
	50	不支給決定者生年月日

		項目名	
申請情報	23	申請区分	
	24	申請年月日	
	25	受理年月日	
	26	本人確認方法	
	27	代理申請者氏名	
	28	代理申請者住所	
	29	代理申請者確認方法	
	30	利用者証明用シリアル番号	
	通知戻 情報	31	通知戻表示
		32	戻区分
33		通知戻日	
34		再発送日	
決定情報	35	決定区分	
	36	決定通知書送付日	
	37	決定通知書戻日	
	38	支給情報	
	39	支給決定日	
	40	支給決定理由	
	41	支給対象者氏名	
	42	支給決定者フリガナ	
	43	支給対象者住所	
	44	支給決定者生年月日	
	45	不支給決定日	
	46	不支給決定理由	
	47	不支給対象者氏名	
	48	不支給決定者フリガナ	
	49	不支給対象者住所	
50	不支給決定者生年月日		
支給情報	51	支給区分	
	52	支給口座情報	
	53	振替不能情報	
	54	不能通知発送日	
その他	55	その他受託事業の処理のために必要となる個人情報で、収集にあたって事前に区と協議し承認を得たもの	

## 諮問資料（目的外利用）

令和3年12月22日

福祉総務課

1 件 名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る個人情報の目的外利用		
2 業務の概要	1 内 容	臨時特別給付金事業に必要となる対象者リストを作成する際、関係機関で保有している個人情報を目的外利用する。	
	2 対象者等	成年後見制度を利用している障がい者及び高齢者 視覚障害のある障がい者及び高齢者 虐待等により施設に入所措置等が採られている障がい者及び高齢者	
	3 収集先	障害福祉課及び高齢者福祉課	
	4 収集方法	各課において保有するデータを基に情報リストを作成し、紙のリスト、電子メール受信またはデータを格納した媒体等により、その提供を受ける。	
	5 理 由	事業遂行に際し、特例的な対応を必要とする対象者の情報が必要となるため。	
3 一括承認基準の該当の有無	類 型	事 例	
		業 務	個人情報の項目
	該当なし		
4 過去の類似案件	臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金支給業務に係る個人情報の目的外利用（25答申第11・12号）、プレミアム付商品券事業に係る個人情報の目的外利用（30答申第17号）、特別定額給付金事業に係る個人情報の目的外利用（令2答申第4号）		
5 諮問理由	過去の類似案件はあるが、本件は新規事業であり一括承認基準に該当しないため。		
6 取り扱う個人情報	利用するもの	理 由	
	別表のとおり	特例的な対応が必要な対象者を把握するため	
7 目的外利用する時期及び期間	本審議会承認後とする。		



## (資料10) 別表

### 6 取り扱う個人情報の項目(目的外)

#### ○成年後見制度利用

	項目名	理由
1	氏名	成年後見制度を利用している障がい者及び高齢者の成年後見人等へ送付するため
2	フリガナ	
3	性別	
4	生年月日	
5	成年後見人等氏名	
6	成年後見人等住所	

#### ○視覚障害

	項目名	理由
1	氏名	視覚障害のある障がい者及び高齢者へ送付するため
2	フリガナ	
3	性別	
4	生年月日	
5	対象者住所1	
6	対象者住所2(建物名、号室等)	

#### ○虐待

	項目名	理由
1	氏名	虐待等により入所措置等が採られている障がい者及び高齢者の入所する施設へ送付するため
2	フリガナ	
3	性別	
4	生年月日	
5	入所等年月日	
6	退所等年月日	
7	施設名	



## 業務委託報告資料

令和3年12月22日

高齢者福祉課

1 件名	ウィズコロナにおける高齢者への呼びかけ事業等に係るチラシ等封入作業請負	
2 業務の内容	ウィズコロナにおける高齢者への呼びかけ事業及び高齢者実態調査に係るチラシ・調査票等の封入・封緘業務	
	1 内容	発送対象者の氏名・住所を記載したチラシを調査票などと併せて封書（長3または角2封筒）に封入・封緘する。
	2 対象者・取扱件数等	対象者：令和3年度に75歳以上となる区民 件数：31,168件
	3 理由・効果	大量封入・封緘作業となるため、多数の受注実績やノウハウを持った事業者へ委託することにより、迅速かつ低コストでの履行確保を図る。
3 取り扱う個人情報	取り扱う個人情報及び収集並びに提供するもの	
	1 区が収集して事業者提供するもの 令和3年度中に75歳以上となる区民の氏名・住所	取り扱う理由 発送対象者を識別するために必要な情報となるため。
	2 事業者が収集するもの なし	
4 収集禁止事項の有無	<input type="checkbox"/> 有（類型_____で取り扱う個人情報に含まれる） <input checked="" type="checkbox"/> 無	
5 守るべき事項の該当性	1 個人情報保護の管理責任体制 <input type="checkbox"/> プライバシーマーク使用許諾事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課により確認	
	2 取り扱う個人情報のセキュリティ対策 <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報を紙媒体で提供する委託 受託者が守るべき事項 <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 <input checked="" type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理 <input type="checkbox"/> 区の施設で電算処理を行う委託 (1) 所管課が確認すべき事項 <input type="checkbox"/> 電子計算組織による個人情報のセキュリティ対策 <input type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 (2) 受託者が守るべき事項 <input type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理 <input type="checkbox"/> 区の施設外へ電磁的記録による個人情報を外部記憶媒体の移送、又はインターネット通信回線等による送信その他の方法で提供して電算処理を行う委託 受託者が守るべき事項 <input type="checkbox"/> 電子計算組織による個人情報のセキュリティ対策 <input type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 <input type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理	
	3 業務の再委託 <input type="checkbox"/> 有 再委託の内容 再委託先 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
6 審議会事前一括承認基準の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託に関する審議会事前一括承認基準（平成12年12月22日 12答申第1号） ※類型 5 に該当	
7 委託先	公益社団法人 豊島区シルバー人材センター	
8 委託の時期	<input checked="" type="checkbox"/> 令和3年9月7日～令和3年9月17日	<input type="checkbox"/> 年 月 日から継続

## 業務委託報告資料

令和3年12月22日

子育て支援課

1 件名	「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業」に係る通知書の印刷委託	
2 業務の内容	「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業」における子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）の支給について通知するための通知書の印刷	
	1 内容	給付金の支給に関する通知および事業に関するチラシ等の印刷
	2 対象者・取扱件数等	児童手当、児童育成手当、児童扶養手当の受給者のうち、先行給付金の支給要件を満たす者（約12,000件）
	3 理由・効果	令和3年12月中に支給を実施するために事前に通知を送付する必要があり、短時間で大量の通知を印刷し、送付するため
3 取り扱う個人情報	取り扱う個人情報及び収集並びに提供するもの	取り扱う理由
	1 区が収集して事業者提供のもの ①氏名 ②住所 ③宛名コード	通知を送付するために必要な情報であるため
	2 事業者が収集するもの なし	
4 収集禁止事項の有無	<input type="checkbox"/> 有（類型_____で取り扱う個人情報に含まれる） <input checked="" type="checkbox"/> 無	
5 守るべき事項の該当性	1 個人情報保護の管理責任体制 <input checked="" type="checkbox"/> プライバシーマーク使用許諾事業者 <input type="checkbox"/> 所管課により確認	
	2 取り扱う個人情報のセキュリティ対策 <input type="checkbox"/> 個人情報を紙媒体で提供する委託 受託者が守るべき事項 <input type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 <input type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理 <input type="checkbox"/> 区の施設で電算処理を行う委託 (1) 所管課が確認すべき事項 <input type="checkbox"/> 電子計算組織による個人情報のセキュリティ対策 <input type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 (2) 受託者が守るべき事項 <input type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理 <input checked="" type="checkbox"/> 区の施設外へ電磁的記録による個人情報を外部記憶媒体の移送、又はインターネット通信回線等による送信その他の方法で提供して電算処理を行う委託 受託者が守るべき事項 <input checked="" type="checkbox"/> 電子計算組織による個人情報のセキュリティ対策 <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保管場所の管理体制 <input checked="" type="checkbox"/> 取り扱う個人情報の管理	
	3 業務の再委託 <input type="checkbox"/> 有 再委託の内容 再委託先 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
6 審議会事前一括承認基準の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託に関する審議会事前一括承認基準（平成12年12月22日 12答申第1号） ※類型 5 に該当	
7 委託先	光ビジネスフォーム株式会社	
8 委託の時期	<input checked="" type="checkbox"/> 令和3年12月8日～令和3年12月13日	<input type="checkbox"/> 年 月 日から継続

3 豊政相発第 123 号  
令和 3 年 8 月 1 0 日

総務部長 藤田 力 様

政策経営部長 奥島 正信

## 条例の制定（一部改正）について（請求）

このことについて、下記のとおり、条例を制定（一部改正）いたしたく、立案請求いたします。

### 記

#### 1. 条例名

豊島区個人情報等の保護に関する条例の一部を改正する条例

#### 2. 制定（一部改正）の理由

- ① デジタル庁設置法（令和 3 年 5 月 19 日法律第 36 号）附則第 41 条の規定により行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）が改正され、番号法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更された（令和 3 年 9 月 1 日施行）。

豊島区個人情報等の保護に関する条例第 31 条第 3 項に「実施機関は、前 2 項の規定に基づき情報提供等記録の訂正請求の全部又は一部に応じる決定をしたときは、総務大臣及び（以下略）」と規定されているため、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改正する。

- ② デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年 5 月 19 日法律第 37 号）第 55 条の規定による番号法の一部改正により、特定個人情報を提供できる場合として「一の利用者等（利用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。以下この号において同じ。）における従業者等（従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう。以下この号において同じ。）であった者が他の利用者等における従業者になった場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の利用者等が当該他の利用者等に対し、その個人情報関連事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。」が新たに第 19 条第 4 号として追加されることに伴い、現行の同条第 4 号から第 16 条までの規定が 1 号ずつ繰り下がった。

豊島区個人情報等の保護に関する条例第 31 条第 3 項に、番号法第 19 条第 7 号及び第 8 号による規定があったため、番号法の改正に合わせ条文を改正する。

**3. 条例案の概要**

別紙のとおり

**4. 条例案の問題点**

特になし

**5. 施行日**

公布の日

**6. 財政措置の必要性**

なし

**7. 区議会に付議しようとする時期**

令和3年第3回定例会

**8. 担当者**

区民相談課 行政情報グループ 真野

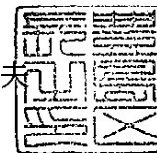
現行	改正後（案）
<p>○豊島区個人情報等の保護に関する条例</p> <p>第31条 実施機関は、訂正請求等の全部に応じるときは、その旨の決定をし、訂正請求等をした者（以下「訂正請求者等」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定に基づき情報提供等記録の訂正請求の全部又は一部に応じる決定をしたときは、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>（平27条例36・一部改正）</p> <p>第32条～第50条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p>	<p>○豊島区個人情報等の保護に関する条例</p> <p>第31条 実施機関は、訂正請求等の全部に応じるときは、その旨の決定をし、訂正請求等をした者（以下「訂正請求者等」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定に基づき情報提供等記録の訂正請求の全部又は一部に応じる決定をしたときは、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>（平27条例36・一部改正）</p> <p>第32条～第50条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p><u>附 則（令和3年9月 日条例第 号）</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

令和3年10月25日

豊島区長 高野之



### 豊島区条例第19号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(豊島区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

第1条 豊島区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年豊島区条例第47号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

(豊島区個人情報等の保護に関する条例の一部改正)

第2条 豊島区個人情報等の保護に関する条例(平成12年豊島区条例第3号)の一部を次のように改正する。

第31条第3項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 豊政相発第 1 3 7 号  
令和 3 年 9 月 1 日

総務部長 藤田 力 様

政策経営部長 奥島 正信

## 規則の制定（一部改正）について（請求）

このことについて、下記のとおり、規則を制定（一部改正）いたしたく、立案請求いたします。

### 記

#### 1. 条例名

豊島区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則

#### 2. 制定（一部改正）の理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年 5 月 19 日法律第 37 号）第 55 条の規定による番号法の一部改正により、特定個人情報を提供できる場合として「一の使用者等（使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。以下この号において同じ。）における従業者等（従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう。以下この号において同じ。）であった者が他の使用者等における従業者になった場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人情報関連事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。」が新たに第 19 条第 4 号として追加されることに伴い、現行の同条第 4 号から第 16 条までの規定が 1 号ずつ繰り下がった。

豊島区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則第 3 条第 1 項及び第 10 条第 1 項に、番号法第 19 条第 12 号及び第 14 号から第 16 号による規定があり、また、第 16 条第 4 項に番号法第 19 条第 7 号の規定があったため、番号法の改正に合わせ条文を改正する。

#### 3. 条例案の概要

別紙のとおり



4. 条例案の問題点

特になし

5. 施行日

公布の日

6. 財政措置の必要性

なし

7. 担当者

区民相談課 行政情報グループ 真野

現行	改正後（案）
<p>○豊島区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則</p> <p>第3条 豊島区（以下「区」という。）が個人番号を利用する事務は、個人番号利用事務、個人番号関係事務又は番号法第19条第12号及び第14条から第16条までの規定に基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務でなければならない。</p> <p>第3条第2項 ～ 第9条 （略）</p> <p>第10条 区その他個人番号利用事務等に従事する者が、特定個人情報ファイルを作成することができるのは、個人情報利用事務等を処理するために必要な場合又は番号法第19条第12号及び第14条から第16条までの規定のいずれかに該当して特定個人情報を提供し、若しくはその提供を受けることができる場合に限る。</p> <p>（平30規則3・一部改正）</p> <p>第11条 ～ 第15条 （略）</p> <p>第16条 区は、特定個人情報ファイルを保有するときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、番号法第28条第1項及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）に規定する特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）を作成しなければならない。ただし、特定個人情報保護評価に関する規則第4条第1号から第7号までに規定される事務は、この限りでない。</p>	<p>○豊島区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則</p> <p>第3条 豊島区（以下「区」という。）が個人番号を利用する事務は、個人番号利用事務、個人番号関係事務又は番号法第19条第13号及び第15条から第17条までの規定に基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務でなければならない。</p> <p>第3条第2項 ～ 第9条 （略）</p> <p>第10条 区その他個人番号利用事務等に従事する者が、特定個人情報ファイルを作成することができるのは、個人情報利用事務等を処理するために必要な場合又は番号法第19条第13号及び第15条から第17条までの規定のいずれかに該当して特定個人情報を提供し、若しくはその提供を受けることができる場合に限る。</p> <p>（平30規則3・一部改正）</p> <p>第11条 ～ 第15条項 （略）</p> <p>同左</p>

2 ～ 3 (略)

4 区は、前項の評価書の公表（第1項ただし書の事務に係る評価書を除く。）を行っていない場合は、番号法第19条第7号の規定により情報提供ネットワークシステムを利用して特定個人情報の提供を行うこと及び特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供を同号の規定により求めることを行ってはならない。

第17条 (略)

附 則 (略)

2 ～ 3 (略)

4 区は、前項の評価書の公表（第1項ただし書の事務に係る評価書を除く。）を行っていない場合は、番号法第19条第8号の規定により情報提供ネットワークシステムを利用して特定個人情報の提供を行うこと及び特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供を同号の規定により求めることを行ってはならない。

第17条 (略)

附 則 (略)

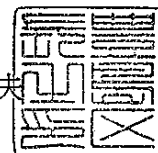
附 則 (令和3年9月 日規則第 号)

この規則は、公布の日から施行する。

豊島区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年9月17日

豊島区長 高野之夫



豊島区規則第68号

豊島区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

豊島区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則（平成27年豊島区規則第79号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第10条中「第19条第12号及び第14号から第16号」を「第19条第13号及び第15号から第17号」に改める。

第16条第4項中「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。